

令和8年度
国の施策・制度に関する提案・要望書



相模原市

相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

米国の関税措置や物価高騰による影響等、社会情勢の先行きが見通せない中、本市では防災・減災対策をはじめ、福祉、医療、教育の充実など市民サービスの向上を図るとともに、首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として、産業振興、環境保全、交通基盤の整備など幅広い分野において施策を推進することにより、皆様から「子育てするなら相模原」、「教育を受けるなら相模原」、「第2、第3の人生を楽しむなら相模原」と言っていたき、多くの人や企業に選ばれ、将来にわたって持続的に発展を続ける「幸せ色あふれるまち」の実現を目指しています。

一方で、急速な少子高齢化の進行や本格的な人口減少などが課題となっている中、本市では令和3年度から令和6年度における「相模原市行財政構造改革プラン」の取組として、まちづくり事業等の選択と集中や既存の公共施設等の見直し、民間活力の導入、都市基盤の整備や産業集積による税源涵養などを行い、財政の健全化を図ってきたところですが、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大や公共施設の老朽化への対応など、引き続き、厳しい財政運営が続くことが見込まれます。

本提案・要望書は、本市が今後も首都圏南西部の広域交流拠点都市として自立した行財政運営を行うに当たって、国において制度及び予算などについて、御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、国におきましても多くの政策課題を抱え、財政も厳しい状況にあることは承知しておりますが、本市の提案・要望につきまして特段の御配慮をお願いいたします。

令和7年6月 相模原市長

本村賢太郎

提案・要望事項 目次

《重点要望》

【国土交通省】

- 1 新築住宅等の太陽光発電設備の設置義務化及び財政支援【新規】…………… 1
- 2 防災・減災、国土強靱化のための対策への財政支援等…………… 3
- 3 水道施設耐震化事業の防災・安全交付金補助対象の拡大…………… 5
- 4 広域交通ネットワークの強化に向けた道路整備…………… 7
- 5 広域交流拠点の形成に向けた財政的支援等の拡充…………… 9

【厚生労働省】

- 6 国庫補助事業「火葬場整備事業費補助制度」の創設…………… 11

【文部科学省】

- 7 教職員定数の改善等…………… 13
- 8 G I G Aスクール構想の推進に向けた財政支援…………… 15
- 9 学校給食費の保護者負担軽減に係る制度創設及び財政措置…………… 17

【総務省・国土交通省】

- 10 防災・減災対策に係る財政支援の拡充…………… 19

【スポーツ庁】

- 11 部活動の地域移行に向けた取組への支援…………… 21

【こども家庭庁】

- 12 保育人材の確保と保育所等の安定的な運営に向けた財政支援…………… 23

【農林水産省】

- 13 農業及び畜産業経営に対する財政支援…………… 25
- 14 認定新規就農者に対する財政支援…………… 27

【農林水産省・林野庁】

- 15 農地及び農林業用施設の災害復旧のための支援の拡充…………… 29

《通常要望》

【防衛省、外務省、財務省】

- 16 米軍基地の早期返還等…………… 31

【防衛省、総務省】

- 17 米軍基地負担に対する財政支援の拡充等…………… 35

【防衛省、外務省】

- 18 米軍基地の環境・安全対策等…………… 36

【内閣府】

- 19 看護職員確保対策に必要な財政支援…………… 38

- 20 地域特性を生かしたスタートアップ支援に関する支援措置【新規】… 39

【個人情報保護委員会】

- 21 個人情報保護制度の見直しに伴う対応等…………… 40

【総務省】

- 22 マイナンバーカード普及促進に係る財政支援の拡充…………… 41

- 23 公共施設等適正管理推進事業債に係る

- 時限措置の撤廃及び対象事業の拡大…………… 42

【法務省】

- 24 戸籍への氏名の振り仮名登録に係る事業への財政的支援【新規】… 43

【文部科学省】

- 25 高等学校等就学支援金制度の拡充【新規】…………… 44

26 子どもの健全育成のための

体験活動推進事業に係る補助制度の拡充……………45

【厚生労働省】

27 救命救急センター、二次救急医療体制及び

脳神経系救急医療体制確保に必要な財政支援等……………46

28 災害時医療救護体制に係る財政支援……………47

29 医療法に基づく医療安全相談体制に必要な財政支援……………48

30 任意予防接種の早期定期接種化と財源確保等……………49

31 感染症法に基づく感染症診査協議会及び

健康診断事業に必要な財政支援……………50

32 若年がん患者に対する在宅療養支援制度の創設……………51

33 地方衛生研究所における食品衛生検査の施設・設備及び

機器整備に係る国庫補助制度の創設……………52

34 障害者雇用に係る雇用率のカウント方法の見直し

及び地方特例制度の弾力的運用等……………53

35 精神障害者が地域で安心して暮らすための理解の促進と

措置入院者等の退院後支援に係る仕組みの整備……………54

36 地域生活支援事業の補助基準額の見直しと対象事業の拡大……………55

【こども家庭庁】

37 医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額の見直し……………56

38 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の充実……………57

【国土交通省】

39 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の拡充……………58

【環境省】

40 有機フッ素化合物（P F A S）総合対策の更なる推進……………59

41 動物愛護管理の取組に係る財政支援……………60

《重点要望》

1 新築住宅等の太陽光発電設備の設置義務化及び財政支援【新規】

<国土交通省>

提案・要望事項

2030年度温室効果ガスの削減目標達成に向け、太陽光発電設備の設置を強力に推進するため、住宅トップランナー事業者をはじめとする新築住宅に太陽光発電設備を設置する事業者に対し、早急に財政支援を講じる仕組みを構築すること。また、新築の分譲マンション及び賃貸アパートについても、太陽光発電設備の設置目標を設定するとともに、事業者への財政支援を実施すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・2030年の新築戸建住宅の6割への太陽光発電設備の設置に向けて、太陽光発電設備に関する技術開発や製品のコストダウン化、屋根置き太陽光の普及等を考慮し、中間となる2027年度に地域性等を勘案した住宅トップランナー制度（基準について、令和7年2月28日改正、同年4月1日施行）の目標を設定した（建売住宅37.5%、注文住宅87.5%）。

本市の状況

- ・再生可能エネルギーの更なる普及に向けた取組を加速化する必要があり、太陽光発電設備の設置標準化を目指す制度の創設や、建築士に対する太陽光発電設備の説明義務化など、条例改正を伴う新制度の導入を検討してきた。

課題

- ・太陽光発電設備の設置費用が住宅価格へ転嫁されるおそれがある。
- ・自治体の財政支援の差異により、自治体間の太陽光発電設備の普及率に格差が生じる。
- ・分譲マンション及び賃貸アパートについて、太陽光発電設備設置の目標設定の対象となっておらず、予定も示されていない。

提案・要望の説明

本市は、令和元年東日本台風の被災の経験を踏まえ、指定都市初の気候非常事態宣言において、気候変動による自然災害などから、市民の命と生活、安全を守るため、日常の備えや地球温暖化対策の推進に、全市一丸となって取り組む決意を表明しました。

また、この宣言に基づき、再生可能エネルギー導入の加速化に向けて、住宅等の太陽光発電設備の設置促進のため、新築の大規模建築物を建設する建築主への太陽光発電設備の設置義務や、市内において年間一定量の新築の中小規模建築物を供給する建築事業者等に対し、一定量の太陽光発電設備の設置の義務付け等の太陽光発電設備設置標準化制度の導入に向けて検討を行ってきたところです。

国においては、令和7年4月に住宅トップランナー制度を改正し、対象事業者の太陽光発電設備の設置割合の目標が示され、今後、全国的に住宅用太陽光発電設備が増えることが見込まれるところですが、本改正に伴う財政措置は講じられていないことから、自治体間の事業者に対する財政支援による格差や住宅購入費への価格転嫁が懸念されます。こうしたことから、事業者に対する国による財政支援を早急に講じるよう要望します。

また、延床面積が大きい建築物のエネルギー消費量は、社会全体への影響が大きいことから、国において、エネルギー政策として、新築の分譲マンション及び賃貸アパートについても太陽光発電設備の設置目標を設定するとともに、必要な財政支援を事業者に対して講じるよう要望します。

参 考

本市で検討を行ってきた太陽光発電設備設置標準化制度（案）の概要

太陽光発電設備設置標準化制度（案）の概要（答申後）
未来へSwitch
ゼロカーボ
さがみはら

制度 1

2000㎡以上
2000㎡未満

大規模建築物太陽光発電設備等導入制度

延床面積**2000㎡以上**の建築物(大規模建築物)を新増築する**建築主**への太陽光発電設備等の**設置義務**

制度 2

建築事業者太陽光発電設備導入制度

延床面積**2000㎡未満**の新築建築物(中小規模建築物)を**年間一定量以上**、建築・供給する**建築事業者**への太陽光発電設備**設置義務**

制度 3

太陽光発電設備等説明制度

制度2の対象となる**建築事業者**への、建築主等に対する「太陽光発電設備の設置等」に関する**説明義務**
※答申により、義務対象を「建築士」⇒「建築事業者」に変更

併せて蓄電池も説明
※答申により追加

国の制度（住宅トップランナー制度）の概要

国の制度（住宅トップランナー制度）の概要（令和7年4月1日施行）
未来へSwitch
ゼロカーボ
さがみはら

○概要

住宅事業者が供給する分譲戸建住宅、注文戸建住宅、賃貸アパート、分譲マンションの省エネ性能の向上を誘導することを目的とした制度。

制度の対象となる住宅事業者(年に一定戸数供給する事業者)に対しては、目標年度において、目標の達成状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、国土交通大臣が勧告、公表、命令(罰則)をすることができる。

<対象住宅事業者が目標とする省エネ基準>

建て方	年間供給戸数	外皮基準	現行基準		見直し基準案			目標年度
			一次省エネ基準 BEI (再エネ含む)	目標年度	外皮基準	一次省エネ基準 BEI (再エネ除き)	太陽光発電設備設置率	
建売戸建住宅	150戸以上	省エネ基準	0.85	令和2年度	強化外皮	0.80	37.5%	令和9年度
注文戸建住宅	300戸以上	省エネ基準	0.80	令和6年度	強化外皮	0.75	87.5%	
賃貸アパート	1000戸以上	省エネ基準	0.90	令和6年度	強化外皮	0.80	—	令和8年度
分譲マンション	1000戸以上	強化外皮	0.80	令和8年度	強化外皮	0.80	—	

【提案・要望の担当】

環境経済局環境部ゼロカーボン推進課長 市橋 剛輝 TEL042-769-8240

2 防災・減災、国土強靱化のための対策への財政支援等

<国土交通省>

提案・要望事項

令和8年度以降も自然災害に備え、生命・財産を守るため、国土強靱化実施中期計画に基づく取組への財政支援として20兆円強とする旨が示されたが、物価上昇等も踏まえ十分な財政支援を講ずること。また、技術的支援についても充実させること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・平成30年12月14日に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定
- ・令和2年12月11日に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定
- ・令和7年6月6日に「国土強靱化実施中期計画」が閣議決定

本市の状況

- ・道路、橋りょうや下水道などの長寿命化計画を策定し、都市の基盤となる施設の計画的な予防保全型の維持管理を実施している。
- ・大規模地震の発生に対し、地域の道路網の安全性・信頼性、下水道の重要な機能などの確保のため、各施設の耐震化を計画的に進めている。
- ・土砂災害を未然に防止するため、道路災害防除事業として、定期的な斜面調査を実施して危険度の評価を行い、優先順位を付けて対策工事を計画的に実施している。
- ・市無電柱化推進計画に基づき、災害への備え、安全な歩行空間の創出などを目的として、無電柱化に取り組んでいる。

課題

- ・道路災害防除事業の事業規模や事業費が膨大になることや、都市基盤の老朽化による要修繕箇所が増加、5か年加速化対策の対象とならない緊急輸送道路以外の無電柱化や補助対象とならない管きよの老朽化対策など、対策を推進するための財源等の確保が課題となっている。
- ・適切な維持管理のための専門人材の不足や点検・工事手法の更なる効率化・省人化が課題となっており、現状のままでは次世代への良好な土木施設の継承が困難な状況になる。
- ・施設の点検・工事に係る費用や労力を低減する新技術は依然として少なく、効率的・経済的に点検・工事を行う手法、先行的な取組に対する技術的支援やガイドラインの策定が進められていない。

提案・要望の説明

近年の大規模な自然災害による道路や下水道施設など公共インフラの広範囲にわたる被災は、市民生活に大きな影響を及ぼしており、本市においても災害に備えた対策の推進が必要不可欠となっています。

また、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は社会経済活動に大きな影響をもたらし、来るべき大規模災害に備える上でも、インフラの老朽化対策は急務です。

本市においても市民生活の安全・安心を守るため、防災・安全交付金や道路メンテナンス事業補助などによる財政支援をいただき、道路災害防除事業や道路や橋りょう、下水道の耐震化・老朽化対策などを進めています。今後、令和7年6月に策定された国土強靱化実施中期計画により中長期的かつ明確な見通しのもと、切れ目なく国土強靱化の取組を進めていくために継続的・安定的な財政支援や補助対象の拡大を要望します。

また、予防保全型の維持管理を効率的に推進するためには、人材育成や新技術の開発が必要であり、国においては研修等を実施していただいておりますが、より多くの職員が受講できるよう、Webを活用した講座を増やすなど、研修をさらに充実させるとともに、新たな点検・工事手法を開発するなどの技術的支援を要望します。

参 考

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による事業箇所

【大鐘跨道橋修繕工事】



【下水道管きょ耐震化工事】



【提案・要望の担当】

都市建設局土木部道路計画課長

小林 誠

TEL042-769-8373

都市建設局土木部路政課長

小林 裕

TEL042-769-8359

都市建設局土木部下水道経営課長

田野倉 求一

TEL042-707-1840

3 水道施設耐震化事業の防災・安全交付金補助対象の拡大

<国土交通省>

提案・要望事項

本市の簡易水道事業においても、水道施設の耐震化が推進できるように、防災・安全交付金の補助対象を拡大すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・平成19年6月に、経営基盤が脆弱な簡易水道事業に対する支援制度を維持しつつ、事業の統合を促進するため、平成28年度末までに簡易水道事業を上水道事業に統合する統合計画の策定を促すとともに、統合の推進及び高料金化対策への重点化等に資するよう、簡易水道等施設整備費国庫補助制度を見直した。
- ・平成27年1月に、簡易水道事業が独立採算の原則に基づき、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、平成31年度までに公営企業会計に移行するよう要請した。
- ・令和6年4月に、厚生労働省が所管していた水道整備・管理行政を国土交通省に移管し、下水道や道路と行政を一元化することで、より強化したインフラ対策を図っている。
- ・令和6年9月に、上下水道耐震化計画の策定を要請した。

本市の状況

- ・本市は、平成18年3月及び19年3月に市町合併を行い、旧津久井町及び旧藤野町が運営していた6つの簡易水道事業を引き継ぎ、平成21年度から令和元年度まで、市営の簡易水道事業と統合することが合理的な組合営の小規模水道の統合整備を行い、現在は、3つの簡易水道事業からなる特定簡易水道事業となっている。
- ・令和2年4月に、国の要請に基づき公営企業会計へ移行するとともに、簡易水道事業審議会を設置し、料金改定や広域連携等の経営の健全化に向けた取り組みを進めている。
- ・令和5年3月に「簡易水道施設耐震化計画」を策定し、水源、配水池及び基幹管路（導水管）等の耐震化を実施することとしている。令和5年度は、耐震化に向けた事前調査等を実施し、令和6年度から耐震化に係る詳細設計に着手し、令和7年度以降は耐震化に係る工事を順次実施予定である。
- ・令和7年1月に、上下水道耐震化計画を策定した。

課題

- ・本市の簡易水道事業は、小規模であり高低差のある中山間地に位置しているため、水道施設の維持管理等には、市街地と比較して多額の費用がかかっており、人口も少ないことから水道料金だけでは事業費を賄うことができず、多額の一般会計からの繰入金に依存している状況である。
- ・水道施設耐震化事業（生活基盤近代化事業）においては、地震対策等地域でないことや特定簡易水道事業であることから補助の対象外であるため、水道施設の耐震化の計画的な推進に要する財源の確保が課題となっている。

提案・要望の説明

令和6年能登半島地震による広範囲で長期間の断水は、水道管の耐震化が進んでいなかったことが要因のひとつとして挙げられており、今もなお、被災地域の住民の生活に多大な影響を及ぼしていることから、本市においても安全で良質な水を発災時にも安定して供給するため、水道施設等の耐震化対策が喫緊の課題となっています。

水道施設等の耐震化に関しては、令和5年度まで厚生労働省で行っていた生活基盤耐震化等交付金の補助対象でしたが、本市は交付金取扱要領で定める地震対策等地域に該当しないなど、補助要件を満たしていませんでした。

令和6年4月からは、厚生労働省が所管していた水道整備・管理行政が国土交通省に移管され、国土交通省の防災・安全交付金の補助対象事業になりましたが、補助要件は従前と同様であることから、本市の簡易水道事業に関しては補助事業の対象外となっています。

水道施設の耐震化に関しては、給水区域内の住民にとって必要不可欠な事業であり、国において、防災・安全交付金の補助対象の拡大又は新たな補助制度を創設するよう要望します。

参 考

簡易水道事業への一般会計繰出金の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
159,027千円	207,300千円	187,965千円	196,535千円	182,800千円

簡易水道施設耐震化計画（令和5年度～令和14年度）

配水池	322,800千円
管路	139,080千円

【提案・要望の担当】

都市建設局土木部津久井土木事務所長 成沢 史人 TEL042-780-8210

4 広域交通ネットワークの強化に向けた道路整備

<国土交通省>

提案・要望事項

- 1 国道16号の効果的な渋滞対策及び交通安全対策の実施など、一般国道（指定区間）の機能強化を早期に図ること。
- 2 圏央道インターチェンジへのアクセス道路である県道52号及び津久井広域道路並びに都県を結ぶ幹線道路である（都）相原大沢線、（都）宮下横山台線及び（都）淵野辺駅山王線の整備について、十分な財政措置を講ずること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・平成25年 1月18日 主要渋滞箇所特定結果公表（国道16号鶴野森交差点等）
- ・平成28年～平成31年 国道16号町田立体（本線部・ランプ部）開通
- ・令和 3年 4月13日 原当麻第一踏切道（県道52号）が踏切道改良促進法第3条第1項に基づく「改良すべき踏切道」に指定。

本市の状況

- ・国道16号沿道では、リニア中央新幹線駅の設置や相模総合補給廠の一部返還による橋本駅・相模原駅周辺のまちづくりが進展
- ・県道52号では、災害拠点病院である北里大学病院周辺とJR相模線立体交差箇所です業中
- ・津久井広域道路では、市道沼荒久根小屋金原から県道513号までの約1.0kmの区間において事業中
- ・都県を結ぶ（都）相原大沢線、（都）宮下横山台線及び（都）淵野辺駅山王線について事業中

課題

- ・国道16号及び県道52号では主要渋滞箇所が多数存在し、慢性的に渋滞が発生している。
- ・道路交通渋滞は、時間的・経済的損失を引き起こすとともに、都市活動や生活環境に悪影響をもたらす。
- ・国道16号では事故危険区間が存在し、交通事故の危険性がある。
- ・橋本駅・相模原駅周辺やインターチェンジ周辺のまちづくりを行う上で、国道16号の機能強化やインターチェンジアクセス道路及び都県を結ぶ幹線道路の整備における広域交通ネットワークの強化は必要不可欠である。

提案・要望の説明

1 一般国道（指定区間）の機能強化

国道16号は、「東京環状」とも呼ばれ、横浜市、相模原市、八王子市、さいたま市、千葉市など主要な都市を結ぶ重要な道路ですが、本市内においては主要渋滞箇所が多数存在しております。圏央道の完成に伴い、交通量は減少傾向にありましたが、八王子バイパスの無料化や町田立体の開通により、

再び増加傾向となっており、特に鶴野森交差点付近へ渋滞箇所が移行している状況が見られます。また、国道16号に近接する橋本駅周辺のまちづくりにおいても交通渋滞が課題となっております。さらに、神奈川県安全性向上委員会において、事故危険区間として位置付けられている区間が国道16号に存在することも課題となっております。

このことから、本市の骨格を形成する広域幹線道路網の機能を十分発揮し、社会的役割を効率的に担うため、国道16号の効果的な渋滞対策及び交通安全対策の実施など、一般国道(指定区間)の機能強化を早期に図るよう要望します。

2 インターチェンジへのアクセス道路等の整備推進

本市では、圏央道インターチェンジへのアクセス道路である県道52号(相模原愛川IC 接続)や津久井広域道路(相模原 IC 接続)の整備を進めております。

県道52号や津久井広域道路の整備を行うことにより、圏央道へのアクセス性の向上による民間企業の投資を促進するなど、圏央道のストック効果の更なる向上が期待されます。また、広域交通ネットワークをより強化するために、都県を結ぶ幹線道路を整備推進することは必要不可欠であります。

これらの事業については、社会資本整備総合交付金及び踏切道改良計画事業補助において支援をいただいておりますが、早期完了に向けて事業を推進していくためには、国による力強い支援が不可欠であることから、財政支援の充実を要望します。

参 考



【提案・要望の担当】

都市建設局土木部道路計画課長	小林 誠	TEL042-769-8373
都市建設局土木部道路整備課長	齋藤 直樹	TEL042-769-8360
都市建設局リニアまちづくり課長	佐藤 直樹	TEL042-707-7047

5 広域交流拠点の形成に向けた財政的支援等の拡充

<国土交通省>

提案・要望事項

1 橋本駅周辺整備推進事業について

土地区画整理事業及び周辺の街路整備事業である(都)大西大通り線、(都)橋本西通り線、(都)橋本駅氷川線について、十分な予算措置を講ずること。

2 相模原駅周辺まちづくり事業について

相模原駅周辺地域について、今後、まちづくりを進めていく上で、連続立体交差化などの都市基盤整備や既存在来線鉄道駅の改良なども視野に検討していることから、具体化にあたっては国の公共事業関係費枠の優先配分による財政的な支援を行うこと。

3 小田急多摩線の延伸について

都市鉄道等利便増進法の事業スキームにおける黒字転換年数の緩和や補助財源の確保など、延伸の実現に繋がる支援を講ずること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・現在建設中のリニア中央新幹線については、その開業によって、三大都市圏が約1時間で結ばれ、世界を先導する経済集積圏域となる日本中央回廊の形成が期待されている。

本市の状況

- ・リニア中央新幹線神奈川県駅(仮称)が設置される橋本駅周辺地区と、相模総合補給廠の一部返還地等の早期利用や小田急多摩線の延伸に取り組む相模原駅周辺地区を一体的な広域交流拠点とするまちづくりを進めている。

課題

- ・橋本駅南口の交通広場及び圏央道相模原IC方面から橋本駅周辺へのアクセス強化が必要となっている。
- ・相模原駅周辺については、JR横浜線や相模総合補給廠により、周辺地域一帯が南北間で分断されていることから、周辺道路にて渋滞が発生しやすい状況となっている。
- ・小田急多摩線の延伸については、建設費の精査や需要の創出など、収支採算性の確保に向けた取組が必要となっている。

提案・要望の説明

本市では、リニア中央新幹線神奈川県駅(仮称)の設置、相模総合補給廠一部返還地の活用、小田急多摩線の延伸など、様々な大規模プロジェクトが進行中であり、こうした大きなポテンシャルを生かすため、橋本・相模原両駅周辺を一体的な「広域交流拠点」として、首都圏南西部全

6 国庫補助事業「火葬場整備事業費補助制度」の創設

<厚生労働省>

提案・要望事項

「墓地、埋葬等に関する法律」に地方公共団体の火葬場の新設及び既存施設の拡充に対する国の財政支援を定めた上で、国庫補助制度として火葬場整備事業費補助制度を創設すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・火葬場整備に係る国からの補助制度はない。

本市の状況

- ・新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっており、増加する火葬需要への対応を検討している。

課題

- ・全国的な高齢化の進行に伴い火葬需要が増加しており、とりわけ、人口が集中する首都圏においてはその状況が顕著であることから、多くの地方公共団体において新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっている。

提案・要望の説明

全国的な高齢化の進行に伴い火葬需要が増加しており、とりわけ、人口が集中する首都圏においてはその状況が顕著であることから、多くの地方公共団体において新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっています。

そのような中、地域社会にとって必要不可欠である下水道、ごみ処理施設等に対しては、整備費補助等の国庫補助施策等が講じられているにもかかわらず、同様に必要不可欠な施設である火葬場の整備に対しては国庫補助施策等がなく、これに特化した起債制度や交付税措置もありません。

火葬場の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体とされていることから、その整備費が地方財政にとって大きな負担となっています。

こうしたことから、国庫補助制度として、火葬場の新設及び既存施設の拡充に係る整備事業費補助制度を創設することを要望します。

参 考

各法の国庫補助制度に係る規定の有無

○水道法

(国庫補助)

第四十四条 国は、水道事業又は水道用水供給事業を営する地方公共団体に対し、その事業に要する費用のうち政令で定めるものについて、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その一部を補助することができる。

○下水道法

(公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助)

第三十四条 国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(国及び地方公共団体の責務)

第四条

3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

※ 前二項の責務 = 適正な処理に係る市町村の努力義務、適正な処理に係る都道府県の努力義務

○墓地・埋葬等に関する法律

第一条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

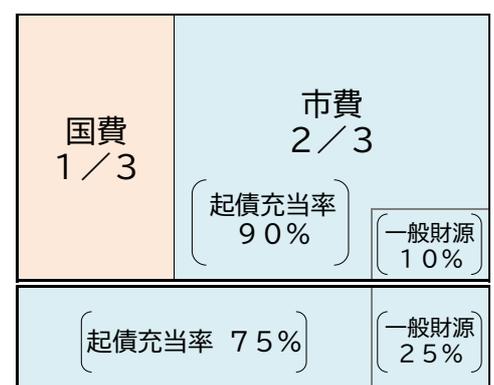
※ 国からの財政的支援の条文はない。

整備費の財源内訳

○下水道施設



○ごみ処理施設



【提案・要望の担当】 市民局斎場準備課長 植村 哲哉 TEL042-707-7025

7 教職員定数の改善等

<文部科学省>

提案・要望事項

- 1 特別支援学級における定数配置基準の見直しを含め、学級編制の標準の更なる改定を進めること。また、児童生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」をはじめとする加配定数を拡充すること。
- 2 校外教育支援センター及び校内教育支援センターに係る教職員の配置について、義務標準法に基づく加配定数として拡充するとともに、定数化されるまでの間について教職員の活用に対する財政支援を行うこと。
- 3 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を加配定数として拡充するとともに、定数化されるまでの間について、その活用に対する財政支援を行うこと。

現状と課題

現状

国の状況

- ・文部科学省が発出した「COCOLO プラン」（令和5年3月）において、「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し学びたいと思ったときに学べる環境を整える」ことが目指す姿として示されており、校内教育支援センターの設置を促進することが必要とされているものの、その補助事業の補助対象は新規配置から3年以内のものに限定されている。
- ・個別最適で協働的な学びの実現のために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実による相談体制の整備といった、学校内外における個々の状況に応じた段階的な支援策を講じることが必要とされているものの、加配定数は十分ではない。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの報酬等の一部が補助対象となっている教育相談体制の整備に係る補助事業は、補助率が3分の1と設定されているものの、交付率はその6割程度である。

本市の状況

- ・令和7年度の「児童生徒支援加配」をはじめとする加配定数は、本市が児童生徒の学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮を行う必要性に照らして算定した要求数よりも決定数が少なくなっている。
- ・市内中学校の9校において、在籍校の教職員が校内教育支援センターを担当し、その教職員が担当する授業を補填する非常勤講師を配置している。今後、令和9年度までに市内全中学校において、人員を配置し校内教育支援センターを設置する予定である。
- ・校外教育支援センターについては市内各所に設置（緑区：かつら・はるばやし、中央区：いずみ・銀河・シリウス・大地、南区：すばる・若葉）し、運営員、青少年教育カウンセラー、支援員（以上、会計年度任用職員）及びボランティアを配置し、不登校児童生徒に対し学校復帰や社会的自立支援へ向けた指導及び援助を行っている。

- ・教育相談（来所・電話相談、学校出張相談及び要請相談）を行う青少年教育カウンセラーを各区相談室に配置（緑区：20名、中央区：30名、南区：25名）するとともに、全市立小学校・中学校・義務教育学校へ週1～2回派遣している。また、学校や関係機関と連携を図り、福祉的側面からの働きかけや支援及び助言を行うスクールソーシャルワーカーを全中学校区に拠点巡回型として配置（緑区：6名、中央区：6名、南区：6名。2中学校区当たり1名配置）しており、両者ともに会計年度任用職員をもって充てている。

課題

- 1 「児童生徒支援加配」の拡充や小学校における教科担任制を進める上で、更に人件費の拡充も必要になる。また、教科担任制を実施するための人材も不足している。より多くの良い人材を確保するために教員の給与、待遇面における法整備などが課題である。
- 2 教育支援センターにおける教職員の配置は、地方公共団体が独自に措置している。義務標準法に基づく加配定数の拡充、及び、定数化されるまでの財源の確保が課題である。
- 3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用により、相談体制を更に充実させることが必要である。加配定数の拡充、及び、定数化されるまでの財源の確保が課題である。

提案・要望の説明

- 1 子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中、児童生徒が抱える問題もますます複雑化・多様化しています。さらに、学習指導要領の実施に伴う授業時数の増加等により、児童生徒一人ひとりが抱える個別の課題に向き合うための、教員の時間の確保が困難となっている現状があります。
近年、特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあることも踏まえ、特別支援学級における定数配置基準の見直しを含め、学級編制の標準の更なる改定を進めるとともに、生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」や小学校における教科担任制の導入、専科教員による指導の充実等のための、加配定数のさらなる拡充を要望します。
- 2 不登校の児童生徒が増加する中で、当該児童生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等の相談・適応指導を組織的、計画的に行い、在籍校と連携して学校復帰や社会的自立に向けた支援を実施する教育支援センターの役割は重要です。しかしながら、教育支援センターにおける教職員の配置については、現在、地方公共団体が独自に措置している状況であることから、教育支援センターに係る教職員について、義務標準法に基づく加配定数として拡充するとともに、定数化されるまでの間については、その活用に対する財政支援を行うよう要望します。
- 3 児童生徒が抱える課題が複雑化・多様化する中では、学校内外いずれにおいても高度な専門性を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実が必要です。しかしながら、加配定数は十分ではなく、また、教育相談体制の整備に係る補助事業では、交付率が年々減少していることから、財源の確保が課題となっています。そのため、加配定数の確保をするとともに、定数化されるまでの間については、補助事業のさらなる拡充等により、その活用に対する財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

教育局教育相談課長	折原 奈帆	Tel.042-769-8285
教育局学校教育部教職員課長	辻野 宏	Tel.042-769-8279

8 G I G Aスクール構想の推進に向けた財政支援

<文部科学省>

提案・要望事項

G I G Aスクール構想を推進するに当たって必要となるランニングコストや環境整備等に係る経費が増大していることから、補助事業の新設・拡充など必要な財政支援を行うこと。

現状と課題

現状

国の状況

- ・端末の更新に係る費用負担については、令和6年度から全国的な対応が求められているものの、その補助事業の補助率は3分の2である。
- ・ネットワーク改善のための補助事業が新設されたものの、補助率は3分の1である。
- ・ランニングコストの一部が補助対象となっていた「G I G Aスクール運営支援センター」整備に係る補助事業が令和6年度をもって終了した。
- ・I C T支援員に対する補助事業がない。

本市の状況

- ・令和7年度にタブレットP C更新及びネットワーク改善を実施する。
- ・ランニングコストは、これまでP C教室の廃止等によって一般財源から捻出してきたものの、タブレットP C更新等による増額分は賄いきれていない。

課題

- ・タブレットP C活用のために必要となるランニングコスト等の費用負担は大きくなる一方である。
- ・一層充実した学習活動等を継続的に展開するほか、学校現場で日常的に教職員のI C T活用のサポートを行うI C T支援員などに係る財源の確保が課題である。

提案・要望の説明

本市では、G I G A第1期において、令和2年度中に児童生徒1人1台のタブレットP C及び高速大容量の通信ネットワークを学校に整備し、令和3年度以降、学校における様々な学習活動等で日常的な活用が進んできました。令和7年度以降は、G I G A第2期として、タブレットP Cの更新及びネットワーク環境の改善により、更なる活用推進を目指しているところです。

しかしながら、その推進に当たっては、1人1台のタブレットP C更新に必要な端末調達及びWe bフィルタリング機能の導入に係る多額の地方負担分の費用や、通信回線の増強等によるネットワーク環境改善に伴って増額する通信回線使用料及びネットワーク機器関連費用、タブレットP C活用に必要となる端末・ネットワークの運用保守や学習用ソフトウェアなどに係るランニングコスト、授業での著作物利用のための授業目的公衆送信補償金といった費用負担のほか、これら費用の一部が対象となっていた「G I G Aスクール運営支援センター」整備に

係る補助事業が令和6年度をもって終了したことにより、地方単独での負担が増えるため、財源の確保が課題となっています。

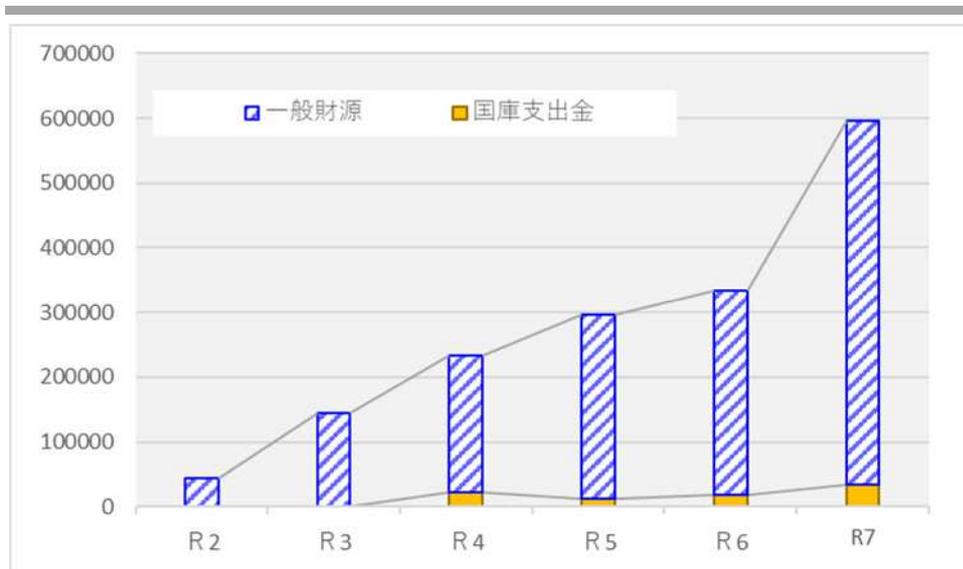
また、教職員・児童生徒が1人1台のタブレットPCを最大限活用し、一層充実した学習活動等を継続的に展開していくためには、ICT支援員の更なる拡充や、教育データ利活用のための環境構築・運用など、更なる環境整備や支援体制の確立に要する経費について、財源の確保が課題となっています。

こうしたことから、GIGAスクール構想の推進に当たっては、必要となるランニングコストや環境整備等に係る経費が増大しているものの、十分な財政措置が講じられているとは言い難いため、これらの経費が対象となる補助事業の新設・更なる拡充など、国による必要な財政支援を行うよう要望します。

参 考

GIGA スクール構想開始前後での維持管理・ICT 支援員に係る負担額の推移

単位：千円



【提案・要望の担当】

教育局学校教育部教育DX推進課長

佐伯 正和

Tel.042-754-2577

9 学校給食費の保護者負担軽減に係る制度創設及び財政措置

<文部科学省>

提案・要望事項

保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校を含めた学校給食費の無償化など持続可能な全国一律の制度を創設するとともに、無償化されるまでの間は、学校給食用食材の価格高騰対策として、必要な財政措置を継続して講ずること。

また、昨今の急激な物価高騰や、地域によって異なる物価や地場農産物の活用、食数など地域の特性を勘案することともに、学校給食摂取基準を踏まえた豊かな給食が提供できるよう十分な財政措置を見込んだ制度を構築すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・令和7年3月5日に自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の政調会長が令和8年度からの小学校給食費の無償化について令和7年5月中旬を目途に制度設計の方向性をまとめることで合意した。
- ・令和4年度から令和7年度については、物価高騰対策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を交付した。

本市の状況

- ・給食食材費の物価高騰に係る対応として、令和4年度から6年度まで国の交付金の活用等により、1食10円から60円程度の支援を実施するとともに、令和6年1月分から3月分まで、小学校及び義務教育学校(前期課程)の給食費の無償化を実施した。
- ・また、令和7年度については、小学校は1食当たり40円、中学校は1食当たり80円の支援を実施する。
- ・子育て世帯の負担軽減策として、令和7年度から小学校及び義務教育学校(前期課程)の1年生の学校給食費を無償化する。

課題

- ・子育て支援の充実を図るため、東京都では市町村に対し独自に制度の支援が行われ、近隣市町村においても差異が生じている。
- ・昨今の物価高騰により、保護者から徴収した負担金額のみでは、今までどおりの給食を提供することが難しくなっている。

提案・要望の説明

児童生徒の心身の健全な発達に資する学校給食については、食育の生きた教材として、義務教育課程において重要なものとなっています。法令上、学校給食費に係る食材費は、保護者負担となっているものの、近年、学校給食費の無償化など独自の助成制度を実施する地方自治体が増え、居住する地域により、学校給食に係る保護者の経済的負担に大きな差異が生じています。

保護者の負担軽減を図るため、中学校を含め、公費負担を念頭においた持続可能な全国一律の制度を創設するとともに、令和8年度以降も学校給食用食材の価格高騰対策として、必要な財政措置を講ずることを要望します。

また、令和8年度から実施予定の小学校の学校給食費の無償化については、昨今の急激な物価高騰の中、国費による補助や地方財政措置などにおいて一定の基準額が設定されると想定されますが、基準額の設定方法や財政措置のあり方等について懸念しています。基準額については、地域によって異なる物価や地場農産物の活用、食数など地域の特性を勘案するとともに、学校給食摂取基準を踏まえた栄養価やエネルギー量を満たした豊かな給食が提供できるよう十分な財政措置を講ずることを強く要望します。

参 考

他自治体の無償化の状況

指定都市

No.	都市名	無償化の実施状況
1	大阪市	小・中学校で実施
2	堺市	小学校1・2年生で実施
3	千葉市	第3子以降で実施
4	福岡市	小・中学校で実施（令和7年度2学期から）

県内市

No.	都市名	無償化の実施状況
1	厚木市	小・中学校で実施
2	南足柄市	小・中学校で実施
3	大和市	第3子以降で実施

近隣市

No.	都市名	無償化の実施状況
1	町田市	小・中学校で実施 ※東京都の全市区町村で無償化を実施
2	上野原市	小・中学校で実施

【提案・要望の担当】 教育局教育環境部学校給食課長 林 壮太 TEL042-707-7084

10 防災・減災対策に係る財政支援の拡充

＜総務省・国土交通省＞

提案・要望事項

首都直下地震や南海トラフ地震の発生が懸念されている昨今の状況や能登半島地震の被害状況等を踏まえ、「緊急防災・減災事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」の時限措置を延長するとともに、防災・減災対策に係る国の恒久的な財政支援を創設すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・東日本大震災を教訓として創設された「緊急防災・減災事業債」のほか、様々な地域課題に対応するため、「緊急自然災害防止対策事業債」により地方自治体の防災・減災対策を支援している。
- ・「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」は令和7年度までの時限的な措置としている。

本市の状況

- ・「緊急防災・減災事業債」等の地方債については、防災関連施設の整備や消防車両等の配備、避難所である市立小中学校の屋内運動場への空調設備の整備、地域防災計画における緊急輸送路線の舗装修繕等の財源として活用している。
- ・大規模災害等の発生を想定し、今後も継続的な防災・減災対策が必要である。

課題

急速な少子高齢化の進行や人口減少社会を迎え、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大や公共施設の老朽化の対応など、厳しい財政状況にあっても、継続的に防災・減災の取組を着実に進める必要があり、その安定的な財源確保が課題となっている。

提案・要望の説明

防災・減災対策に係る財政支援については、東日本大震災を教訓として、喫緊の課題である防災・減災対策のための地方単独事業を全国レベルで早急に進めることができるよう「緊急防災・減災事業債」が創設されたほか、様々な地域課題に対応するため、「緊急自然災害防止対策事業債」が創設されたものと承知しています。

本市におきましても首都直下地震や南海トラフ地震の発生が懸念されている状況等を踏まえ、防災関連施設・防災インフラの整備や消防車両等の配備、避難所機能の強化など、市民の安全・安心につながる取組について、当該地方債を活用しながら進めているところです。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被害状況等を踏まえ、今後もさらに防災・減災の取組を着実に進めることが重要であると考えているところですが、緊急防災・減災事業債等の財源については時限措置があり、今後の多大な財政負担が懸念材料となっています。

こうしたことから、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債の時限措置を延長するとともに、地方公共団体の継続的な防災対策の充実が図られるよう、防災・減災対策に係る国の恒久的な財政支援を創設することを要望します。

参 考

本市の防災関連地方債の活用状況

		(単位:千円)
R 6 当初予算		8,494,000
	緊急防災・減災事業債	7,292,000
	緊急自然災害防止対策事業債	1,091,000
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	111,000
R 7 当初予算		12,869,400
	緊急防災・減災事業債	11,541,100
	緊急自然災害防止対策事業債	1,266,800
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	61,500

本市における活用事業



防災関連施設の整備



消防車両の配備



緊急輸送路線の舗装工事(着工前)



緊急輸送路線の舗装工事(完成)

【提案・要望の担当】

危機管理局危機管理統括部防災対策担当課長
 消防局消防部消防総務課長
 都市建設局土木部道路計画課長

滝口 明子 TEL042-707-7044
 野崎 順子 TEL042-751-9107
 小林 誠 TEL042-769-8373

1 1 部活動の地域移行に向けた取組への支援

<スポーツ庁>

提案・要望事項

部活動の地域移行が、部活動の在り方の大転換点であることに鑑み、移行に向けた取組及び移行後の継続的かつ安定的な運営への支援を十分に行うこと。

現状と課題

現状

国の状況

- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の事情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしている。

本市の状況

- ・生徒数の減少により、競技等に必要な部員数の確保ができず、特に生徒数の少ない中山間地域の学校では、部活動の選択肢が減少傾向にある。
- ・子ども・保護者へのアンケート結果では、スポーツ・文化芸術活動の機会の確保に関するニーズが高い。
- ・令和6年度に相模原市部活動地域移行審議会において、部活動の地域移行に向けた検討を進め、令和7年4月に同審議会からの答申を受けたことから、今後、市の方針を決定する予定。

課題

- ・部活動の地域移行に当たり、生徒や保護者からの理解、指導者となる人材や団体の確保や適切な研修、指導を希望する教師に適切な対価が支払われる制度設計など、多くの課題がある。
- ・全ての生徒に義務教育期間中におけるスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、生活困窮世帯や地域クラブの運営に対する支援が必要である。



課題の解決には、多大な財源の確保が必要である。

提案・要望の説明

本市の児童・生徒数は、昭和60年と比較すると、半数近くまで減少しており、部活動においても、生徒数の減少により競技に必要な部員数が確保できず、学校単位の活動が困難になっている地域があります。また、特に生徒数の少ない中山間地域の学校では、部活動の選択肢が減少傾向にあります。

令和4年7月に児童とその保護者に対してアンケート調査を行ったところ、希望するスポーツ・文化芸術活動が地域にあった場合、「やってみよう」と回答した児童は、86.5%と高い数値となっている一方で、多くの保護者が活動費の負担について「不安がある」と回答していることから、家庭の経済状況により、子どもの活動機会に格差が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、参加する地域クラブ活動により、家庭の負担に格差が生じないよう費用負担の在り方を示すなど、万全の措置を講じることを要望します。また、「令和5年度 市政に関する世

論調査」において、中学校の部活動が地域のスポーツ・文化芸術活動となった場合に必要な費用について「全て」または「一部」を公費で賄うべきとの回答が86.4パーセントであることから、地域の団体や人材による指導に伴う人件費及び事務費等について、自治体に新たな財政負担を強いることがないよう、国において十分な財政措置を講じることを要望します。

加えて、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」においては、地域の実情に応じた取組を進めるとしてはいますが、各自治体における取組に大きな差異が生じることが考えられるほか、地域移行に当たっては指導者となる人材や財源の確保等、課題も多くあることから、ガイドラインの改訂や先行事例の紹介、コーディネーターの配置支援に留まらず、学校の働き方改革や現行の自治体の実務を踏まえた上で、生徒の視点に立った支援を継続的に検討し、持続可能な制度設計に取り組むことを要望します。

参 考

休日の部活動の地域移行に向けた取組などの状況

■ 本市の現状

- ✓ 児童・生徒数の減少 1985年：89,354人→2024年：48,632人



・1校当たりの生徒数が減少
・競技に必要な部員数の確保が困難



学校単位の
部活動に課題

- ✓ 中山間地域の学校における部活動の選択肢



・中山間地域の学校に在籍する生徒は、3～6部活動から選択（都市部は、17～19部活動の選択肢）



生徒の選択肢の
確保が必要

- ✓ 教師の業務負担（R6.2月実施「教職員部活動アンケート」結果より）

【部活動が要因の時間外在校等時間（通常業務は除く多い月）】

45時間以上	25～45時間	5～25時間	0～5時間
14.7%	33.9%	42.8%	8.6%



学校単位の部活動における負担を減らす必要がある。

■ 地域移行に当たっての本市の課題

- ✓ 子どものニーズ・保護者の不安

（R4.7月実施「小学校5・6年生児童及び保護者対象アンケート」より）

- ・（児童）地域に希望するスポーツ、文化芸術活動があったら

やりたい（どちらかといえばやりたい）：86.5%

- ・（保護者）地域の活動となった場合の心配なことは

活動への協力：86.5% 活動費の負担：41%

- ✓ 受益者負担の在り方（「令和5年度 市政に関する世論調査」より）

- ・部活動が地域のスポーツ・文化芸術活動となった場合に必要な費用について

公費のみ	公費と家庭の両方	家庭のみ	未回答
39.5%	46.9%	9.8%	3.8%
86.4%			

【提案・要望の担当】

市民局スポーツ推進課長

加藤 千恵子

TEL042-769-9245

教育局学校教育部学校教育課長

菅原 勝

TEL042-769-8284

1 2 保育人材の確保と保育所等の安定的な運営に向けた財政支援

<こども家庭庁>

提案・要望事項

- 1 必要な保育量を提供していくために不可欠な保育士の確保を図ることができるよう、更なる処遇改善のための財政措置を講ずること。
- 2 1歳児の配置基準を改正し、基準に見合った運営費の補助を行うこと。
- 3 使用済みおもむつの処分費用に対する財政措置を講ずること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・令和5年12月に閣議決定した「こども未来戦略」において、令和6年度に4・5歳児の配置基準が30対1から25対1に改善され、令和7年度以降に、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係を踏まえつつ、6対1から5対1への改善を進めるとしている。令和7年度には配置基準の変更はないものの、1歳児について5対1を上回る配置をしている保育所等に対する財政支援として新たに「1歳児配置改善加算」が設けられたが、加算要件に配置以外のICTの活用や職員の経験年数等が設けられている。
- ・保育士等の処遇改善については、人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進めるとしている。

本市の状況

- ・就学前児童数の減少が続いている中で、本市における保育所等の利用申込者数も微減している。
- ・待機児童数は、前年の7人から8人に増加している。
- ・全国的に保育人材が不足している中、本市においても、安定的な確保に苦慮している。
- ・本市では保育士の処遇向上を図るため、市単独の助成（月2万1千円）を実施している。また、市総合支援センター内に「保育士等就職コーディネーター」を配置し、就職相談や就職支援セミナーの開催など、潜在保育士などの就職支援のほか、令和5年度から「高校生お仕事体験」を実施し、保育人材の発掘にも取り組んでいる。
- ・使用済みおもむつについては、令和5年8月に実施した調査では、74.1%の施設が園で処分を実施しており、7割以上の園は、処分費を保護者に求めず、園の運営費の中で負担していた。この結果を踏まえ、本市においても、神奈川県が新たに創設した補助制度を活用し、令和5年度から使用済みおもむつの処分費用に対する財政支援を開始した。

課題

- ・全国的に保育人材が不足している中、一部の園では、十分な運営体制が確保できないことを理由とした定員減の要望があり、今後、必要な保育量の確保ができない可能性がある。
- ・一部の施設において、配置基準は満たしているものの、配置以外の要件（ICTの活用、職員の経験年数等）により「1歳児配置改善加算」の適用を受けられない懸念がある。

・使用済みおむつの処分費用に係る財政支援については、県の補助制度を活用して実施していることから、県の補助制度が終了した場合における財源の確保、財政支援の継続が不透明である。

提案・要望の説明

本市では、特定の地域において、保育需要は今後も増大することが見込まれ、保育人材の安定的な確保が必要です。

保育士等の処遇改善につきましては、キャリアアップと連動した仕組みが導入されましたが、引き続き都市部を中心に地方公共団体独自の上乗せが行われており、保育士等の確保に関し自治体間での競争や地域間格差が生じている状況にあります。

今後も共働き世帯が増加することなどに伴い、保育ニーズが高まり、より一層の保育士等の不足が懸念されます。そのため、地方公共団体の独自施策によらず安定的に保育人材が確保できるように、処遇改善のための更なる財源措置を講ずるよう要望します。

さらに、待機児童や保留児童の年齢は、多くの保護者が育児休業から復帰する1歳児の割合が高い一方で、0歳児の補助額と比較すると1歳児の運営補助が少ないことから、施設は0歳児を受け入れる傾向があるため、早急に「こども未来戦略」に基づき1歳児の配置基準を改正し、基準に見合った運営費の補助を行うこと。基準改正に当たっては保育士等の不足を踏まえ、経過措置を導入するなど、柔軟な対応をしていただきたい。また、「1歳児配置改善加算」は、配置基準を改正するまでの暫定措置とした上で、配置に関する要件以外をなくすことを要望します。

また、国において園での使用済みおむつの処分が推奨されたこと等を踏まえ、本市においても令和5年度から県の補助制度を活用し、処分費用に対する財政支援を開始したところですが、使用済みおむつの処分に係る費用は、基本的な園の運営経費に該当するものと考えられます。このため、国において処分費用に対する公定価格に基づく全国的な財政支援を要望します。

参 考

保育士に対する加算制度

自治体名	対象者	金額（保育士一人当たり）
神奈川県	無し	—
横浜市	国の処遇改善等加算Ⅱの対象人数を超えて 在籍する勤務年数7年以上の職員	月額40,000円
川崎市		月額40,000円
相模原市	認可保育所等の常勤保育士	月額21,000円

待機児童推移

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
待機児童数	人数	4	3	15	7	8
	前年度比	△4	△1	12	△8	1

就学前児童、利用申込者、利用申請率の推移

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
就学前児童数	人数	30,181	29,457	28,468	27,262	26,224
	前年度比	(△1,126)	(△724)	(△989)	(△1,206)	(△1,038)
利用申込者数	人数	13,885	14,073	14,327	14,417	14,405
	前年度比	(△31)	(188)	(254)	(90)	(△12)
利用申請率	申請率	46.01%	47.77%	50.33%	52.88%	54.93%
	前年度比	1.56%	1.76%	2.56%	2.55%	2.05%

【提案・要望の担当】 こども・若者未来局保育課長 風間 大祐 TEL042-769-8341

13 農業及び畜産業経営に対する財政支援

<農林水産省>

提案・要望事項

- 1 農家及び畜産農家の経営安定に向け、食品の生産・製造・流通コストの上昇分を円滑に価格転嫁するための取組を進めるとともに、価格転嫁されるまで、農家等の経営安定に資する支援を計画的に実施すること。
- 2 「配合飼料価格安定制度」について、配合飼料価格が高止まりしている状況においても、長期間継続的に十分な補填が受けられる制度への見直しを図ること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・「食料・農業・農村基本法」の改正により、「食料の合理的な価格形成」についての規定が新たに追加され、原材料価格やエネルギーコストの上昇等による、食品の生産・製造・流通コストの上昇分の円滑な価格転嫁等に向け、合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みの構築や消費者への理解醸成を図る取組を進めている。
- ・「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を補正予算で対応している。
- ・配合飼料価格安定制度はあるものの、令和5年度第4四半期からは補填条件を満たしていないため、補填がない状況にある。

本市の状況

- ・依然として、肥料、飼料等の価格の高止まりが続いており、農業経営を取り巻く環境が厳しい状況である。

課題

- ・農家及び畜産農家は高騰した費用を農畜産物価格に十分に価格転嫁できていないことから、経営が厳しい状況が継続している。
- ・物価高騰は全国的な課題であり、国は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」により対応をしているものの、補正予算によるものであり、農家及び畜産農家は支援があるのか不安に感じている。
- ・配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の高止まりが長期間で継続する場合は、十分な補填を受けられず、畜産農家はさらに厳しい状況になる。牧草については、同様の価格安定制度はない。

提案・要望の説明

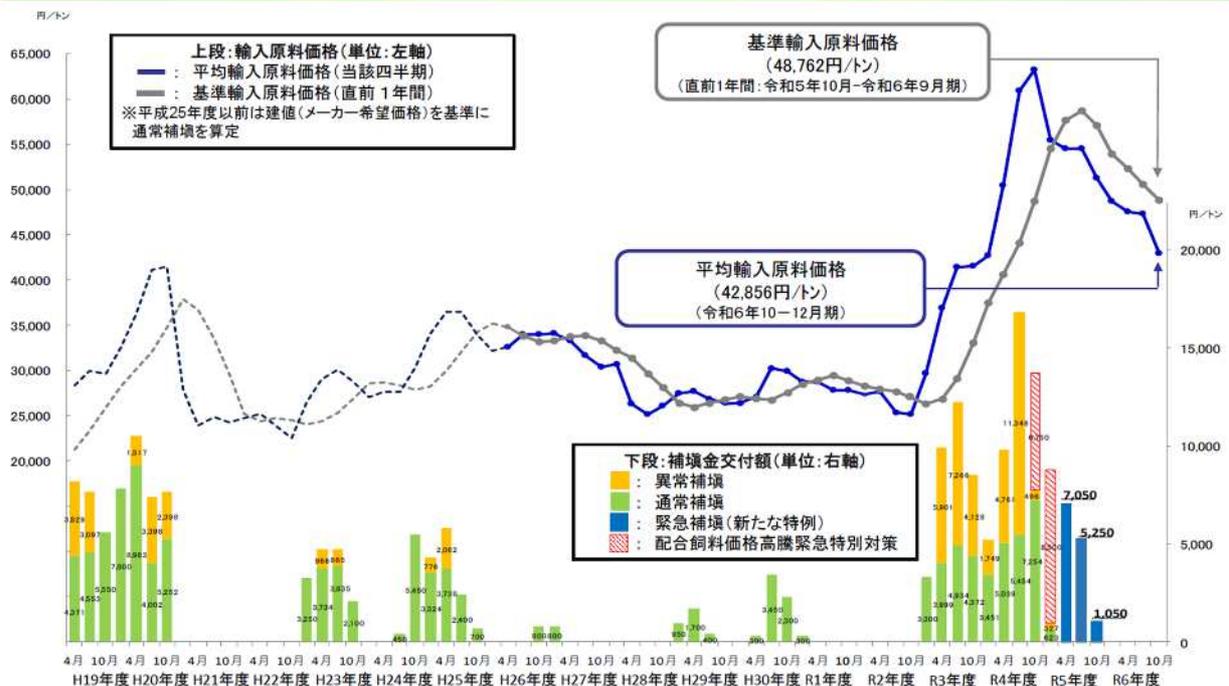
国際情勢の影響、円安の継続等により肥料、飼料、資材、燃料などの価格の高止まりが続いている一方、生産物の価格転嫁が進んでいないため、農家及び畜産農家の経営は、厳しい状況にあります。国は補正予算により『物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金』などの支援を実施していますが、価格転嫁が進んでいない状況においては、計画的な支援による経営の安定化を図ることが必要です。

食品の生産・製造・流通コストの上昇分を円滑に価格転嫁するための取組が進められていますが、効果が現れるまで一定の期間を要すると考えられます。そのため、価格転嫁されるまで、農家及び畜産農家の経営安定に資する支援を当初予算により計画的に実施すること要望します。

また、「配合飼料価格安定制度」について、配合飼料価格が高止まりしている現状では補填がないことから、価格が高止まりしている状況でも、畜産農家が十分な補填を受けられる制度への見直しを図ることを要望します。

参 考

輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況



注1: 輸入原料価格は、とうもろこし、こりゃん、大豆油かす、大麦、小麦の5原料の平均価格。平成28年第3四半期までは、ふすまを含む6原料の平均価格。
 注2: 平成25年度以前の通常補填については現在と計算方式が異なるため、平均/基準輸入原料価格の差と通常補填の交付額が一致しない。
 注3: 令和3年度第4四半期及び令和4年度第4四半期の異常補填は、平成26年に設けた「特例基準輸入原料価格」を用いて交付額を算出
 注4: 令和5年度より、緊急補填による補填金交付(国: 民間=2:3)を実施。
 注5: 数値は速報値。

資料: 財務省「貿易統計」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」

【市内畜産農家の件数(令和7年2月1日時点)】(全28件)

種 別	件 数	飼育頭数
酪農・育成(牛)	15件	421頭
養豚	1件	423頭
養鶏	11件	24万1,053羽
ダチョウ	1件	7羽

【提案・要望の担当】 環境経済局経済部農政課長 金子 大介 TEL042-769-9233

1 4 認定新規就農者に対する財政支援

<農林水産省>

提案・要望事項

認定新規就農者の定着を図るため、経営開始資金の交付期間を現状の3年間から、当該認定新規就農者が作成する青年等就農計画の計画期間（5年間）と同等の期間に延長すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・令和4年度の制度見直しにより、新たに経営を開始する認定新規就農者に対する資金（150万円／年）の交付期間が5年から3年に変更された。また、経営初期の機械・施設等の導入に対する支援策である「経営発展支援事業」（補助対象事業費上限1,000万円）が創設された。

本市の状況

- ・近年、認定新規就農者の人数は増加傾向にあるものの、新規就農後の定着を図っていくためには、経営開始後一定期間の支援が必要である。

課題

- ・青年等就農計画の3年目終了時点では、経営発展の途上であり、安定的な経営に至っていない者が見受けられる。
- ・本市を含む都市部では、小規模な農地で生産している農業者が多く、経営発展支援事業が想定するような大規模な機械・施設等導入を経営初期に行う認定新規就農者は少ない。
- ・認定新規就農者が営農困難に陥らないよう支援が必要である。

提案・要望の説明

本市の農業を取り巻く環境については、農業従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣による農産物被害に伴う農業者の営農意欲の減退などにより、経営耕地面積が縮小し、農地の荒廃化が進むなど、大変厳しい状況にあります。

そのため、これからの農業を支えていく新たな担い手の確保・育成が重要であり、青年等の就農を促進し、定着を図るためには、経営初期からの継続的な支援により経営の安定化を図ることが必要です。

本市においては、小規模な農地が多く規模拡大が容易ではない地理的状況から、就農後すぐに農業所得を向上させることは困難です。認定新規就農者についても、経営開始資金を受けながら徐々に経営規模を拡大している者がほとんどであり、経営開始資金の交付終了後にあたる青年等就農計画4年目の段階では、安定的な経営に至っている者は少数です。

こうしたことから、認定新規就農者が営農困難に陥らないよう、改めて支援制度の見直しを図ることを要望します。

参 考

新規就農者の状況

○地域別・年度別新規就農者数(H22～)

単位:人

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	計
相模原	2	1	5	9	5	6	9	4		1		7	5	10	3	67
城山	1	1		2					1	1		2		1		9
津久井	2	2		2	7	4	1	3	3		2	1	1	1	2	31
相模湖	2			3		3	2	2	1		1		3	1	1	19
藤野	1	1	2		1		2	1		1		1			2	12
計	8	5	7	16	13	13	14	10	5	3	3	11	9	13	8	138

※新規就農者・・・利用権設定等をして就農している農業者

(R7.3.31現在)

○世代別内訳(就農時、H22～)

単位:人

	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	計
新規就農者数	16	33	40	15	24	10	138
割合	11.6%	23.9%	29.0%	10.9%	17.4%	7.2%	100%

○新規就農者育成総合対策経営開始資金交付対象者

(H24～H28青年就農給付金事業、H29～R3農業次世代人材投資事業経営開始型)

	交付決定時の状況				
	対象者数	20代	30代	40代	備考
H24年度	1件 (2人)	-	2人	-	うち夫婦1組
H25年度	6件 (7人)	1人	3人	3人	うち夫婦1組
H26年度	4件 (5人)	2人	-	3人	うち夫婦1組
H27年度	3件 (4人)	1人	3人	-	うち夫婦1組
H28年度	-	-	-	-	
H29年度	1件 (1人)	-	1人	-	
H30年度	1件 (1人)	-	1人	-	
R元年度	1件 (1人)	-	1人	-	
R2年度	1件 (1人)	-	-	1人	
R3年度	3件 (4人)	-	1人	3人	うち夫婦1組
R4年度	3件 (3人)	-	2人	1人	
R5年度	3件 (3人)	-	-	3人	
R6年度	4件 (5人)	1人		4人	うち夫婦1組
計	31件 (37人)	5人	14人	18人	

※相模原地域 14件 (16人)

※津久井地域 17件 (21人)

15 農地及び農林業用施設の災害復旧のための支援の 拡充

＜農林水産省、林野庁＞

提案・要望事項

- 1 農地及び農林業用施設の災害復旧事業を円滑に進めるため、被害の状況や規模に応じて、国への被害報告期限を緩和すること。なお、国の報告期限の緩和が困難な場合、被害報告期限後に確定した被災箇所の復旧に必要な新たな補助制度等を創設すること。また、令和元年東日本台風における災害については、現在も復旧していない状況であることに鑑み、特例として災害復旧事業として採択できるよう、制度の見直しを行うこと。
- 2 地方公共団体が行う農林業災害復旧に係る被害調査、報告に対する人的支援について、既存の制度を更に充実・強化すること。
- 3 被害の状況や規模等から地方公共団体による復旧が困難な場合における、国直轄事業の制度を創設すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・「農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく制度を活用するためには、災害発生から1か月以内に被害確定報告書を提出することを求めている。

本市の状況

- ・小規模災害については森林環境譲与税、及び一般財源を活用して順次、復旧事業を実施しているが、大規模災害については多額の予算を必要とすることから、復旧に時間を要している。

課題

- ・大規模被害については多額の予算を必要とし、国費等の特定財源の確保が必要である。
- ・林道周辺は、急峻な土地が多いなど、地理的、地形的条件が厳しいこと、また地方公共団体は、避難所の開設など住民の安全確保や被災者の支援、生活基盤の早期回復が最優先課題であること等から、全ての農地及び農林業用施設の被害を期限内に報告することはもとより、被害状況や規模によっては、地方公共団体で復旧事業を実施すること自体が困難である。
- ・被害確定報告書を期限内に提出できなかった令和元年東日本台風については、代替できる支援制度が無く、早期復旧を進める上で支障となっている。

提案・要望の説明

令和元年に発生した東日本台風の影響による損害は計り知れないものがあり、農地や農道・林道等の農林業用施設も甚大な被害を受けました。

農地や農道等は我が国における食料の安定供給と食料自給率の持続的な確保のために欠くことのできない基盤であり、また、林道等は森林整備のみならず、森林資源の循環利用による脱炭素社会の実現、さらには国民の生命、財産を守る、治山・治水といった国土保全の取組の基盤となる重要な施設であることから、公共土木施設等と同様に、復旧が不可欠なものになります。

加えて、近年は記録的な自然災害が全国各地で多発するなど、気候変動の影響等による自然災害の激甚化、頻発化が顕著であることから、被災箇所が更なる被害を受けないためにも、災害復旧を着実かつ早期に実施することが重要となっているところです。

現在、地方公共団体では、「農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律」等による補助制度を活用し、農地及び農林業用施設の災害復旧に取り組んでいますが、この制度を活用するためには、災害発生から1か月以内に被害を確定し、国に報告する必要があります。

しかしながら、特に林道周辺は、急峻な土地が多いなど、地理的、地形的条件が厳しいこと、また地方公共団体は、避難所の開設など住民の安全確保や被災者の支援、生活基盤の早期回復が最優先課題であること等から、全ての農地及び農林業用施設の被害を1か月以内に調査し、報告することはもとより、被害状況や規模によっては、地方公共団体で復旧事業を実施すること自体が困難な状況です。

また、国の補助制度を活用できない場合、地方公共団体は一般財源等により農林業に係る災害復旧事業を実施することとなり、財政的に大きな負担となることから、農地及び農林業用施設の着実かつ早期復旧を進める上で支障となっています。

こうしたことから、被害の状況や規模に応じて、国への被害報告期限を緩和することを要望します。なお、国の報告期限の緩和が困難な場合、被害報告期限後に確定した被災箇所の復旧に必要な新たな補助制度等を創設するよう要望します。また、令和元年東日本台風における災害については、現在も復旧していない状況であることに鑑み、特例として災害復旧事業として採択できるよう、制度の見直しを要望します。

併せて、地方公共団体が行う農林業災害復旧に係る被害調査、報告に対する人的支援に関して、既存の人的支援制度を更に充実・強化するよう要望します。

また、被害の状況や規模等から地方公共団体による復旧が困難な場合における、国直轄事業の制度等を創設することを要望します。

参 考

令和元年東日本台風被災状況



【提案・要望の担当】

環境経済局経済部森林政策課長

石田 真也

Tel.042-780-5270

環境経済局経済部農政課長

金子 大介

Tel.042-769-9233

《通常要望》

【提案・要望の説明】

1 基地の早期返還の促進

本市に所在する米軍基地は、市民生活やまちづくりにとって大きな障害となっていることから、早期の返還について要望します。

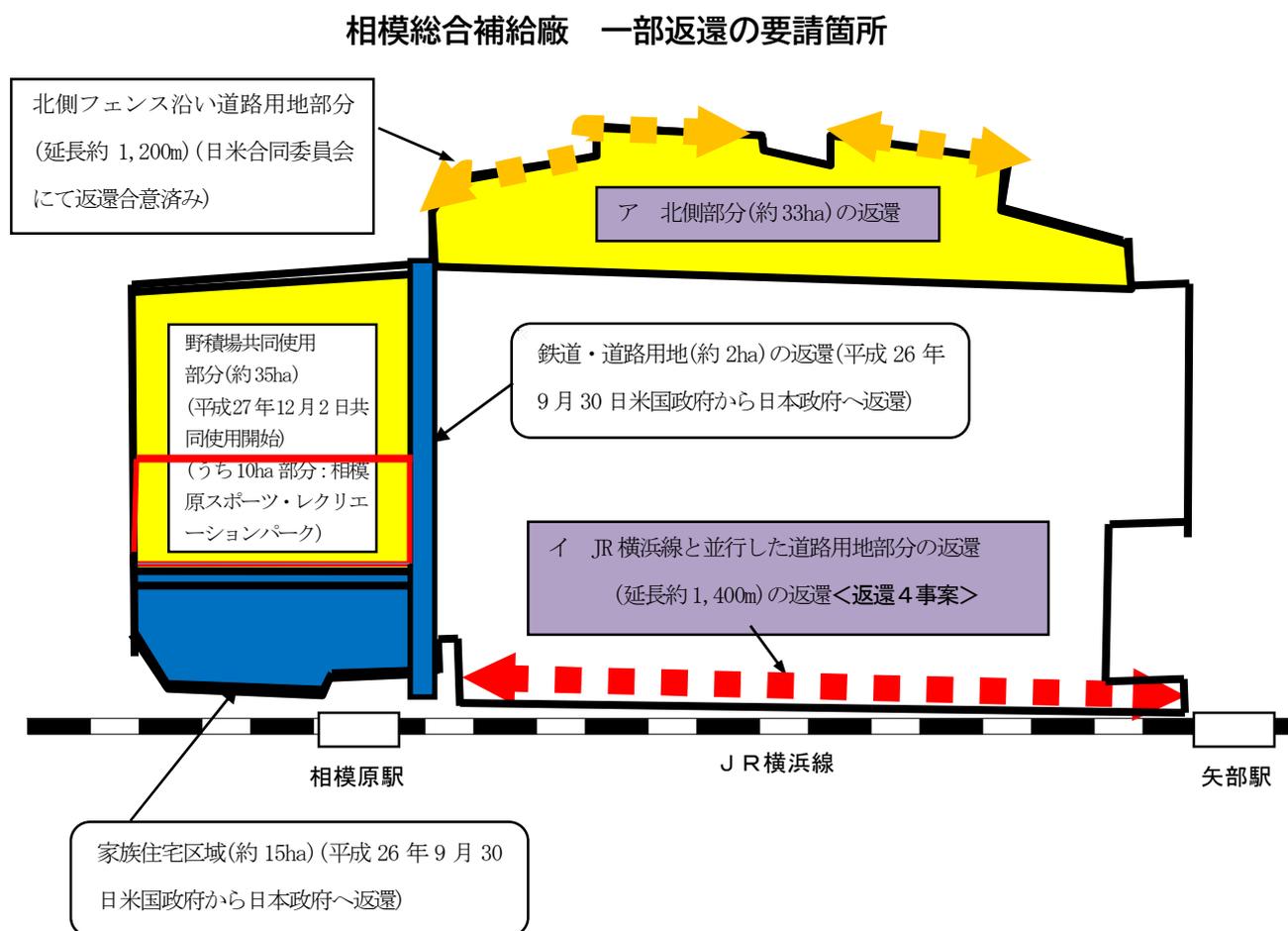
特に平成18年4月に行われた市長と防衛庁長官との会談において、日米合同委員会の枠組みを活用して返還に向けた協議を進める旨を合意した「返還4事案」（相模総合補給廠のJR横浜線と並行した道路用地、相模原住宅地区のウォーターフィルタープラント（浄水場）区域、同地区東側外周部分道路用地及びキャンプ座間のゴルフ場周辺外周道路）について、早急に返還が実現するよう要望します。

また、基地に関わる情報については、適切に提供するとともに、基地の機能強化や恒久化につながる施設建設や運用の変更は行わないよう併せて要望します。

(1) 相模総合補給廠の一部返還

ア 北側部分（約33ha）の返還

イ JR横浜線と並行した道路用地部分（延長約1,400m：返還4事案）の返還



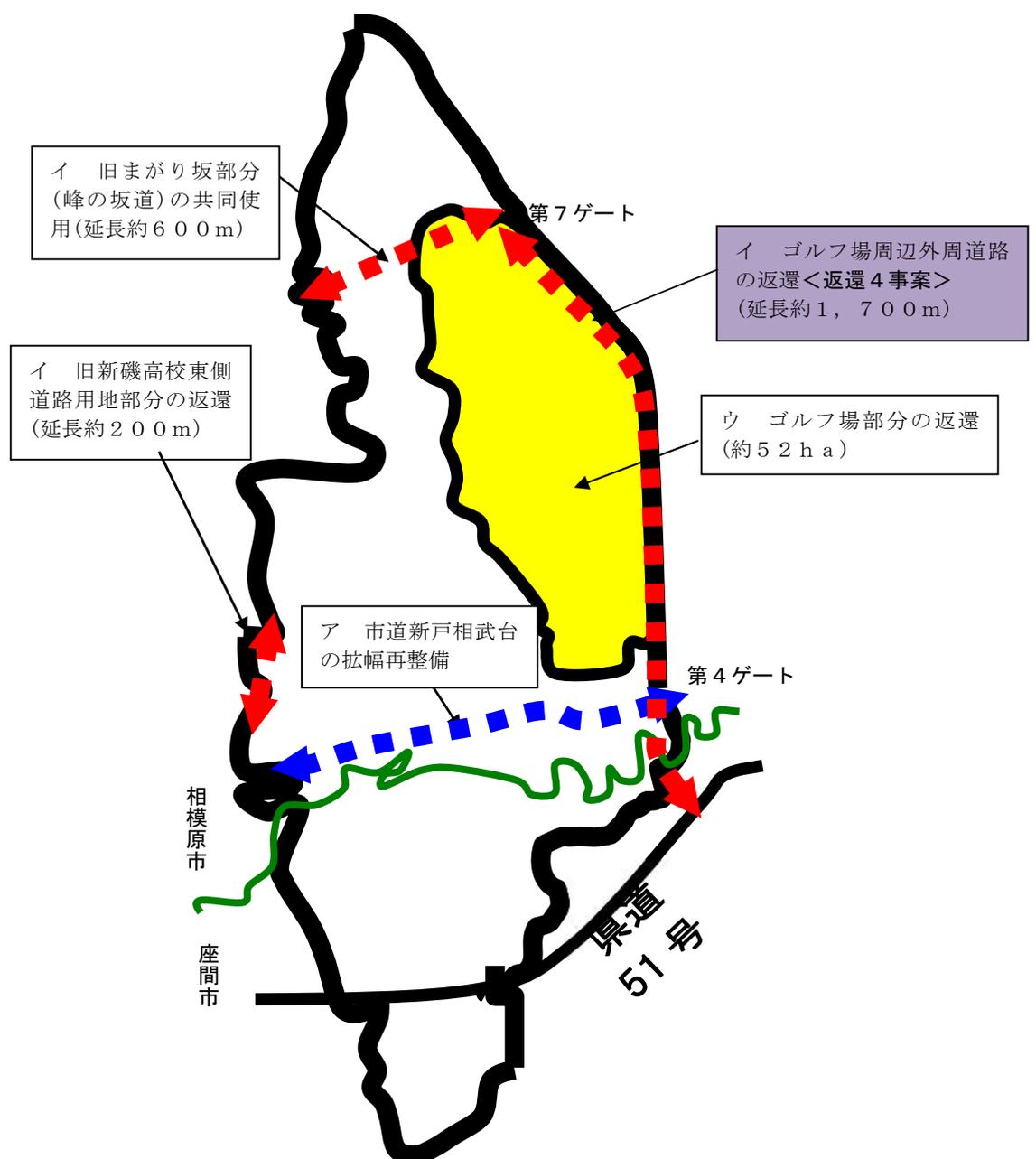
(2) キャンプ座間の一部返還等

ア 市道新戸相武台の拡幅再整備の円滑な進捗に必要な配慮

イ 住民の利便性の向上を目的とした道路の整備のため、第7ゲートから県道51号へ通じる部分（ゴルフ場周辺外周道路部分、延長約1,700m：返還4事案）や旧まがり坂部分（延長約600m）、旧新磯高校東側道路用地部分（延長約200m）の返還等

ウ 市民の憩いの場及び防災空間として活用するため、ゴルフ場部分（約52ha）の返還

キャンプ座間 一部返還等の要請箇所



17 米軍基地負担に対する財政支援の拡充等

防衛省、総務省

【提案・要望事項】

- 1 基地交付金について、対象資産に応じた固定資産税相当額を交付すること。また、調整交付金については、日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんすること。
- 2 民生安定助成事業の採択基準を緩和すること。再編交付金終了に伴い、新たな財政措置の創設も含め、地元負担の軽減を図ること。また、本市を厚木飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定すること。

【提案・要望の説明】

1 基地交付金等の拡充

本市に所在する3箇所の米軍基地は、計画的なまちづくりに支障を来すとともに、市財政に著しい影響を及ぼしています。基地交付金等が固定資産税の代替的な財政補給金として交付されている趣旨に鑑み、対象資産に応じた固定資産税相当額が交付されるよう、また、調整交付金については、日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんされるよう要望します。

2 防衛施設周辺整備対策

(1) 民生安定助成事業の採択基準の緩和

基地による周辺住民への影響を軽減するため、民生安定助成事業の補助対象事業の採択基準について、緩和を図るよう要望します。

(2) 再編交付金終了に伴う地元負担の軽減

再編交付金について、平成28年度で交付が終了しましたが、終了後も基地周辺住民にとって何ら負担は変わらないので、新たな財政支援の創設も含め、地元負担の軽減を図るよう要望します。

(3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金について

本市は、厚木飛行場を離着陸する米軍機により、多くの市民が騒音被害を受け、事故発生不安にもさいなまれており、厚木飛行場の特定防衛施設関係市町村となっている他市と同じ状況であることから、同飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付対象とするよう要望します。

【提案・要望の担当】

市長公室基地対策担当部長（市長公室基地対策課長（兼））

福井 修一 TEL042-769-8207

18 米軍基地の環境・安全対策等

防衛省、外務省

【提案・要望事項】

- 1 基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査結果を迅速に公表するとともに、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を認めること。
- 2 米軍機による部品落下などの事故が発生した場合、その原因を早期に解明し公表するとともに、実効性ある対策を講じ、再発防止に努めること。
- 3 騒音被害の抜本的な解決に向けた対策を講ずること。
- 4 キャンプ座間ゴルフ場からのゴルフボールの飛び出しについて、抜本的な対策を講じること。

【提案・要望の説明】

1 基地の環境・安全対策

基地内及び基地周辺的生活環境の保全及び安全確保のため、米軍に対しても生活環境の保全に関する国内法令や条例を適用することや、基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査の過程で得られた情報、調査結果を迅速に公表するよう要望します。また、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を実現するよう要望します。

また、基地の返還や共同使用に当たっては、あらかじめ環境調査等を実施し、必要があれば国の責任において環境浄化等の適切な措置を講じてから返還するよう要望します。

2 事件事故の防止策

米軍機による部品落下などの事故が多発していることから、機体・機器類の整備点検等の確実な実施、整備・操縦に係る教育の徹底など万全の措置を講じるよう要望します。

また、万一事故等が発生した場合にはその原因を早期に解明し公表するとともに、安全対策が講じられるまでは事故機と同機種 of 飛行中止や、真に実効性ある対策を講じ、再発防止に努めるよう要望します。

3 抜本的な騒音対策

(1) 市内所在のキャンプ座間や相模総合補給廠において、ヘリコプターによる訓練飛行が頻繁に行われ、周辺住民に騒音や振動被害が発生していることから、住宅密集地上空での訓練を禁止するよう要望します。

特に、厚木基地や横田基地など他の基地に所属するヘリコプターの訓練飛行を自粛するとともに、国の責任で代替訓練施設を米軍へ提供するなど、米軍ヘリによる騒音問題等の抜本的解決を図るよう要望します。

(2) 厚木基地の米空母艦載機については、平成30年3月に固定翼機部隊の岩国基地への移駐が完了しましたが、移駐後もジェット戦闘機の飛来が見られ、一定の騒音が

発生していることから、基地の運用に係る情報について適時に提供するとともに、騒音対策については適切な措置を講じるよう要望します。また、空母艦載機の着陸訓練のため硫黄島が暫定的訓練施設となっておりますが、その後も厚木基地が硫黄島の予備飛行場として運用されていることから、恒常的訓練施設を早期に整備するよう、また、それが実現するまでの間、着陸訓練は硫黄島で全面実施するよう要望します。

(3) 住宅防音工事助成制度は、各々の告示日以前に建設された住宅が対象とされていますが、建築年次にかかわらず、区域内の全ての住宅、特に、昭和59年告示及び昭和61年告示区域内に存する平成18年告示日以前に建設された「告示後住宅」を助成対象とするよう要望します。

また、住宅防音工事希望届を提出してから工事着手に至るまで長期間を要していることから、市民の立場に立った対応を行っていただくよう要望します。

あわせて、第一種区域等の見直しに当たっては、今も一定の騒音が生じていることを踏まえ、慎重に検討し、見直しを行う場合には、国の責任において、市民等への十分な周知・説明を行うとともに、影響が生じる場合には、十分な移行期間を設ける等、丁寧な対応を図ることを要望します。

4 キャンプ座間ゴルフ場からのゴルフボール飛び出しへの対応

これまで対策が講じられてきたものの、いまだボールが飛び出したと考えられる事例の発生が続いています。このため、一連のボールの飛び出し原因を徹底究明し、真に実効性のある対策を講じていただくよう要望します。

また、想定外の突風等に備え、防球ネットの支柱について、適切な管理を行い、安全対策に万全の措置を講じていただくよう要望します。

【提案・要望の担当】

市長公室基地対策担当部長（市長公室基地対策課長（兼））

福井 修一 TEL042-769-8207

19 看護職員確保対策に必要な財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

看護師等の養成・確保を図るため、地方公共団体が行う看護職員確保対策に必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

本市では、市内で従事する看護師等の養成・確保を図るため、市内看護職養成施設である看護専門学校の運営支援を行っており、さらに、「看護する心」の重要性の認識及び看護についての市民理解を促進するために関係団体が行っている事業や看護師等の有資格者でありながら看護職に従事していない潜在看護師を対象とした就職相談会、技術研修会の開催などに対して助成を行っていますが、財政的な負担が課題となっています。

こうしたことから、高齢社会における保健医療を担う看護師等の確保を図り、国民に良質かつ適切な医療の提供ができるよう、地方公共団体が行う看護職員確保対策に対して必要な財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策課地域医療対策室長

稲野 博泰 TEL042-769-9230

20 地域特性を生かしたスタートアップ支援に関する支援措置【新規】

内閣府

【提案・要望事項】

アクセラレーションプログラム事業や、ベンチャー・スタートアップ進出補助金など、スタートアップの支援に要する経費の一部に関し、交付金等の創設による支援を行うこと。

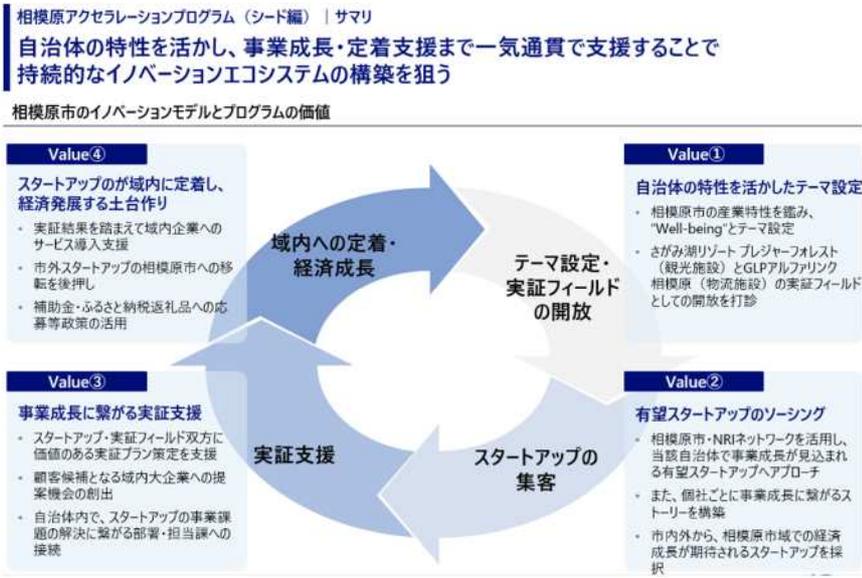
【提案・要望の説明】

本市では、優れた起業家やスタートアップの育成・輩出を目的に、寄附金や一般財源を活用し、令和4年度からアクセラレーションプログラムを実施し、徐々にスタートアップが創出され始めているところです。

また、全国的にもスタートアップ支援が盛り上がる中において、国では、地方自治体や大学、民間組織を構成員とするコンソーシアムに対して重点的に支援を行うため、スタートアップ・エコシステム拠点都市を選定しているところですが、本市のようにスタートアップ支援を始めて年月が浅い自治体に対しても、将来的な成長を見据え、アクセラレーションプログラム事業や、ベンチャー・スタートアップ進出補助金などのスタートアップの支援に要する経費の一部に関し、交付金等の創設による支援を行うよう要望します。

プログラム概要

プログラム・成果発表の様子



【提案・要望の担当】

環境経済局経済部創業支援・企業誘致推進課長 歌田 平 TEL042-769-9253

21 個人情報保護制度の見直しに伴う対応等

個人情報保護委員会

【提案・要望事項】

改正された個人情報保護法が施行されたが、事例に応じた判断基準が具体的に示されていないことから、法改正前の地方公共団体における運用についても参考にした基準を示すとともに、安全管理に係る専門家の知見を柔軟に取り入れられるよう地方公共団体の裁量権を最大限認める内容に、法律施行令やガイドラインを改正すること。

【提案・要望の説明】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、改正された個人情報の保護に関する法律のうち地方公共団体に係る部分が、令和5年4月から施行され、適用されているところですが、保有個人情報の目的外利用や提供における事例に応じた判断基準が具体的に示されていないことから、個人情報保護制度の運用に支障となっております。

「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」が令和7年3月に更新されるも、今回追加された事例としては非常に少なく、法改正前の地方公共団体における運用などを参酌した上で、幅広い分野の事例に基づいた判断基準として改善していただくよう要望します。

また、個人情報の安全管理を適切に行うためには、これを取り扱うシステム等に関する技術の発展がめざましい状況では、安全管理についての豊かな知見を有する専門家の意見は不可欠であり、地方公共団体がかかる意見を柔軟に取り入れることができる裁量権を最大限認めるとともに、法律の趣旨・目的に反しない限り、法律施行令やガイドラインについては、地方公共団体にかかる実情を踏まえた内容に改正するよう要望します。

【提案・要望の担当】総務局情報公開・文書管理課長 湯田 和弘 TEL042-769-8331

22 マイナンバーカード普及促進に係る財政支援の拡充

総務省

【提案・要望事項】

マイナンバーカードの普及が進むことによる市区町村窓口の事務量増大に対する将来にわたった固定的な財政支援を構築すること。

【提案・要望の説明】

令和4年度中にほぼ全国民に行き渡ることを目指した、国によるマイナンバーカードの普及・用途促進は、令和5年度以降も継続し進められ、交付窓口である市区町村へ財源措置が講じられています。

本市におきましてもマイナンバーカードの普及促進や交付申請件数の増加に対応するため、端末や人員の増加等体制整備に取り組んでいるところではありますが、普及が進むことで市区町村窓口でのマイナンバーカード関連業務の事務量も増大しています。令和7年度以降は電子証明書の有効期限を迎えるカードが急増し、更に今後、マイナンバーカードの更新件数の急増が続くことから、その対応として、窓口等の機材賃借や人員の確保などは継続しなければなりません。

このため、マイナンバーカードが全国民に行き渡った後においても、カードの交付・更新等に関する体制整備の維持に対して、固定的な財政支援の構築を要望します。

【提案・要望の担当】 市民局マイナンバーカード普及促進室長

藤田 祥穂 TEL042-769-8309

23 公共施設等適正管理推進事業債に係る時限措置の撤廃及び対象事業の拡大

総務省

【提案・要望事項】

公共施設等適正管理推進事業債に係る時限措置を撤廃するとともに、対象事業を拡大すること。

【提案・要望の説明】

本市では、昭和29年の市政施行以降、高度経済成長を背景に急速に都市化が進み、昭和40年代から50年代前半には、全国でもまれに見る人口急増を経験し、道路や下水道などの都市基盤の整備とともに、小・中学校などの施設整備に追われました。

その後もその時々ニーズに沿って体育館やホール、公民館など多様な施設を整備してきました。

これらの公共施設等の多くが近い将来一斉に更新時期を迎えるに当たり、総合的かつ長期的な視点に立って公共施設等の適正化や維持管理、更新等に取り組んでいくには、多額の費用が見込まれることから、令和8年度までに延長された公共施設等適正管理推進事業債の時限措置を撤廃及び公共施設に限定されている起債対象施設について、公用施設も対象となるよう対象事業の拡大を要望します。

【提案・要望の担当】

財政局財政部財政課長	大井 芳泰	TEL042-769-8216
財政局財政部アセットマネジメント推進課長	三浦 義光	TEL042-769-8257

24 戸籍への氏名の振り仮名登録に係る事業への 財政的支援【新規】

法務省

【提案・要望事項】

戸籍への氏名の振り仮名登録に係る事業の円滑推進のため、事業に要する経費について、全額国費負担とすること。

【提案・要望の説明】

政府のマイナンバー施策の一つとして、戸籍法の一部改正を含む「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が令和5年6月9日に公布され、令和7年5月26日に施行されました。

この改正法施行により、これまで公証事項ではなかった氏名の振り仮名が新たに戸籍の記載事項として追加され、改正法により定められた法施行から1年間という期間に、全本籍人に仮の振り仮名を通知し、制度に関する問い合わせ対応、修正が必要な方からの届出の受付、審査、受理決定、戸籍情報システムへの入力等、多岐に渡る業務を行うこととなりました。

本市は政令指定都市で人口規模が他都市と比べて大きく、本籍人を多く抱えており、市独自のコールセンターや特設窓口の設置等が必要です。

法施行から1年間での本市における事務経費は約2億円を見込んでいますが、国から通知された令和7年度の国庫補助金の想定事業費（補助上限額）は約6,500万円であり、約1億3,500万円の市費負担が発生する見込みで、経費に対する財源が大きく不足し、財源確保が大きな課題となっています。

また、令和8年度においては、法施行後1年間に届出がなかった方への市町村長記録の事務も生じ、上記以外にも経費が発生することが見込まれることから、市町村の事業実態に見合った業務量等の算定により、当該事業に係る経費を国が全額負担するよう確実な財政措置を講じることを要望します。

【提案・要望の担当】 市民局区政推進課長 小中 信幸 TEL042-769-9812

25 高等学校等就学支援金制度の拡充【新規】

文部科学省

【提案・要望事項】

高校生等が居住する地域に関係なく安心して学校に通うことができるように、高等学校等就学支援金について、私立学校向けに加算される支給額の所得制限の撤廃及び支給上限額の引き上げを行うこと。

【提案・要望の説明】

現在、本市在住生徒の高等学校等の授業料に関しては、国の高等学校等就学支援金に上乘せし、神奈川県が学費補助金を給付されることによって、一定の世帯年収まで私立学校も含め実質的な無償化が行われていますが、東京都では所得制限を撤廃していることから世帯年収に関係なく無償化が行われているなど、都道府県間で不公平感が生じています。

こうしたことから、高校生等が居住する地域に関係なく、安心して学校に通うことができるよう高等学校等就学支援金について、私立学校向けに加算される支給額の所得制限を撤廃するとともに、私立学校の支給上限額を引き上げるなど、国における財政措置を拡充するよう要望します。

【本市の状況】

・市民税所得割額が非課税の世帯に属する高校生等を対象として、授業料以外の費用を支援するため給付型奨学金を給付している。

奨学金の項目	金額	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		人数	決算額 (千円)	人数	決算見込額 (千円)	人数	予算額 (千円)
入学支度金	高等学校等入学時 20,000円	282	5,640	323	6,460	299	5,980
修学資金	最短修業年数に 応じ、3年間又は4年間 年額100,000円	830	80,476	893	85,676	870	87,000
合計			86,116		92,136		92,980

【提案・要望の担当】

教育局教育環境部学務課長 宮澤 正樹 TEL042-769-9262

26 子どもの健全育成のための体験活動推進事業に係る補助制度の拡充

文部科学省

【提案・要望事項】

「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」について、更なる体験活動の推進を図るため、「健全育成のための体験活動推進事業」の対象事業を拡充すること。

【提案・要望の説明】

体験活動の推進は、子どもたちの健全育成及び人格形成のために不可欠なものです。が、都市化、少子化、人間関係の希薄化などが進む中で、多くの人や社会、自然などと触れ合う様々な体験活動（直接体験）の機会が乏しくなっていくことが危惧されています。

また、子どもたち1人1台のタブレットPC環境が整備されたことにより、今後、学校の各種行事は、オンライン化されていくことも予想されますが、遠足・修学旅行・校外学習など、普段の授業とは異なる環境で自然や文化に親しみ、集団生活を体験しながら、人としての在り方や生き方、人間関係の形成の仕方などを学ぶことで、豊かな人間性や社会性の育成につながる行事については、更に必要性が増していくものと考えています。

一方、国においては、児童生徒の健全育成を目的として、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）」の「健全育成のための体験活動推進事業」において、宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援いただいているところですが、現在の補助対象は、2泊3日以上宿泊体験活動に限られているため、本市のように1泊2日の体験活動で、移動に多大な時間を費やすことなく、体験活動の時間が確保できる環境であっても補助対象とはなりません。

このことから、2泊3日以上活動日数に限定することなく、十分な活動時間が確保でき、活動の効果が見込める場合についても補助対象とするよう支援の拡充を要望します。

【提案・要望の担当】

教育局学校教育部相模川自然の村野外体験教室所長 清田 英孝 TEL042-760-5445

27 救命救急センター、二次救急医療体制及び脳神経系救急医療体制確保に必要な財政支援等

厚生労働省

【提案・要望事項】

急病患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、救命救急センター、二次救急医療体制及び脳神経系救急医療体制確保に必要な医師の確保対策を講じるとともに財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

本市では、急病患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、救命救急センター事業、二次救急医療体制確保事業、脳神経系地域協力事業などに対して、独自で補助を行っています。

昨今、医師の働き方改革により医師の確保が困難になるとともに、物価・人件費の上昇により病院の経営状況が悪化しています。

令和6年10月23日付の日本医師会の調査結果では、21.6%の医療機関が「宿日直の応援医師の確保が困難になっている」と回答しているほか、令和7年3月10日付の日本病院会等の調査結果では、医業利益率の赤字病院割合は69%となっています。

本市の救命救急センターでは、外科の医師が不足している影響で三次救急の体制維持が困難になる事案、二次救急では大学病院からの医師派遣の引き揚げにより、二次救急応需輪番制の当番が組めない事案、脳神経系救急では脳外科医の不足により救急搬送の受入が困難となる事案が発生しています。

また、国が定める公定価格である診療報酬等を基本として経営を行う医療機関は、物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難であることから、医療関係団体から市に対して財政支援の要望を受けています。

こうしたことから、国においても、救命救急センター、二次救急医療及び脳神経系救急医療の体制確保に必要な医師の確保対策を講じるとともに、救急医療を担う医療機関に対し財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策担当部長（健康福祉局保健衛生部医療政策課長（兼））
井上 美紀 TEL042-769-9230

28 災害時医療救護体制に係る財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

災害時における医療救護活動を円滑に行うための市災害時医療救護検討会や市災害時保健医療調整本部の運営に要する通信機器、救護所における医療資機材の備蓄、維持管理に必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

災害医療については、国が定める防災基本計画において、国や地方公共団体は災害発生時における救急医療体制の整備や応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとされており、本市では、災害時における医療救護体制を構築するための検討会の開催や救護所における医療資機材等の備蓄、各種防災訓練の実施などを計画的に行っています。

災害時医療救護体制の整備には、医学的な専門知識が必要であり、医師等が参加する検討会等の開催が必要ですが、当該検討会等の委員への報酬に対する財政的な負担のほか、救護所に備蓄する資機材については定期的な滅菌が必要となるなど、市の費用負担が課題となっており、国の補助制度等もない状況です。

こうしたことから、災害時における医療救護活動を円滑に行うために開催している災害時医療救護検討会や救護所における医療資機材の備蓄、維持管理などに必要な財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策担当部長（健康福祉局保健衛生部医療政策課長（兼））
井上 美紀 TEL042-769-9230

29 医療法に基づく医療安全相談体制に必要な財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

医療法第6条の13に基づき設置が求められている医療安全支援センターの運営費等について、地方の実情に合わせて活用できる個別補助金を創設すること。

【提案・要望の説明】

本市では、医療法第6条の13に基づき設置が求められている医療安全支援センターを、看護師の資格を有する会計年度任用職員を相談員として任用し、運営しています。

しかしながら、本市は神奈川県下における他の保健所設置市と比較して人口に対する相談件数が多く、医療安全相談の需要が高い状況にある一方で、一定水準のスキルを有する相談員の担い手不足や運営費の確保という財政的な負担が課題になっております。

こうしたことから、法に基づき設置している医療安全支援センターの持続可能な運営体制を構築するため、地方の実情に合わせて活用できる個別補助金の創設を要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部地域保健課長 岩崎 雅人 TEL042-769-9241

30 任意予防接種の早期定期接種化と財源確保等

厚生労働省

【提案・要望事項】

- 1 造血幹細胞移植後のワクチン再接種を予防接種法上の定期接種に位置付けること。
- 2 定期接種化を検討している、おたふくかぜ、不活化ポリオワクチン追加接種及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン追加接種について、疾病の発生・まん延防止の観点から、早期に定期接種化すること。
- 3 定期接種に係る財源については、国の責任において全額国庫負担とすること。
- 4 多種の混合ワクチンの開発などにより、複雑多様化している予防接種に係る子どもや保護者等への負担や予防接種に要する市の財政負担の軽減を図ること。

【提案・要望の説明】

- 1 造血幹細胞移植後は、移植前に定期接種で得られた免疫が低下又は消失し、感染症に罹患する可能性が高くなりますが、改めて予防接種を受ける場合は、接種費用の全額を被接種者が負担する必要があります。対象者にとって高額な費用が再接種の障害となっているため、本市では接種費用の償還払いにより支援していますが、必要と認められるワクチンの再接種については、予防接種法上の定期接種に位置付けることを要望します。
- 2 おたふくかぜ、不活化ポリオワクチン追加接種及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン追加接種については、引き続き定期接種化の検討を行うこととされていますが、疾病の発生・まん延防止及び市民の健康保持のため、財源の確保、ワクチン供給体制の確立などの課題を解決し、早期の定期接種化を実現するよう要望します。
- 3 国の審議会の議論を経て広く接種を促進していくことが望ましいとされたワクチンが順次定期接種化されている一方、自治体の財政負担が増加しています。安定的な事業を実施し、必要とする人すべてが等しく接種できるよう、国の責任において財源を全額国庫負担とすることを要望します。
- 4 定期接種化されたワクチンの増加に伴い、接種回数や接種間隔が複雑多様化し、被接種者の通院に係る負担が大きくなっていると同時に、予防接種の増加により本市の財政負担が増加していることから、その負担軽減が図られるよう、多種の混合ワクチンの導入の検討、開発の促進等を要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部疾病対策課長 新井 宣章 TEL042-769-8346

3 1 感染症法に基づく感染症診査協議会及び健康診断事業に必要な財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第24条第3項の規定に基づく審議を行っている感染症診査協議会に参加する委員に対する報酬や感染症法第53条の2に基づき、学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用について、国の補助制度の対象とすること。

【提案・要望の説明】

感染症法の規定に基づき審議を行う感染症診査協議会に参加する委員に対する報酬や学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用について、補助金や交付税措置の対象外となっています。

こうした法律により実施することとされている事業は、感染症予防上特に必要であることから、国の補助制度の対象とするよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部疾病対策課長 新井 宣章 TEL042-769-7201

32 若年がん患者に対する在宅療養支援制度の創設

厚生労働省

【提案・要望事項】

20歳から40歳未満の若年がん患者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族に対する医療・福祉等に係る在宅サービス利用料を助成するとともに、及び自治体に対する在宅療養生活を支える体制の構築に係る経費を助成する制度を創設すること。

【提案・要望の説明】

15歳から40歳未満の、いわゆるAYA世代と呼ばれる若年のがん患者の在宅療養では、20歳未満のがん患者に対しては小児慢性特定疾病事業による医療費助成、40歳以上のがん患者に対しては介護保険による支援制度がある一方で、20歳から40歳未満のがん患者や18歳又は19歳で小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない患者については、医療費助成や介護保険の法令に基づいた支援制度がなく、療養生活を送るに当たり、経済的な負担を強いられる状況となっています。また、在宅療養に必要なサービスの利用調整について、患者本人や家族が行うことの困難さがあり、身体的及び精神的な負担が生じている状況です。このため、20歳から40歳未満の若年のがん患者が、住み慣れた地域社会で安心して療養生活を送ることができるよう、これら世代が医療・福祉等に係る在宅サービスを利用した際の費用を助成するとともに、在宅療養生活を支える体制の構築に係る経費を助成する制度の創設を要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部健康増進課長 勝又 尚之 TEL042-769-8322

33 地方衛生研究所における食品衛生検査の施設・設備及び機器整備に係る国庫補助制度の創設

厚生労働省

【提案・要望事項】

地方衛生研究所における食品衛生検査の施設・設備及び機器整備に係る国庫補助制度を創設すること。

【提案・要望の説明】

令和5年4月に、地域保健法が改正され、指定都市は、地方衛生研究所を設置し、健康危機に対応できる試験検査能力を発揮するための体制整備が責務とされたところですが、感染症以外の地方衛生研究所の施設・設備及び検査機器の整備については、国からの補助制度がない状況です。

感染症以外の試験検査、特に食中毒に係る検査や食品衛生法に基づく収去検査等の食品衛生検査についても、健康危機への対処に必要不可欠ではありますが、施設の老朽化に伴う施設・設備の再整備や検査機器の取得及び耐用年数に応じた計画的な更新が課題となっています。

特に、衛生研究所に必要な特殊な設備や検査機器は高額なものが多く、現状では国庫補助制度がないため、本市が当該設備や検査機器を整備する際の支障となっています。

こうしたことから、地方衛生研究所の食品衛生検査に係る施設・設備及び検査機器のための国庫補助制度を創設するよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部衛生研究所長 播磨 由利子 TEL042-769-8348

3 4 障害者雇用に係る雇用率のカウント方法の見直し及び地方特例制度の弾力的運用等

厚生労働省

【提案・要望事項】

精神障害者の雇用を促進するため、等級に応じたカウントの上積み導入や短時間勤務職員に係る特例の恒久制度化など、必要な措置を講ずること。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条に規定する特例認定について、地方公共団体の実情に応じて選択できるよう見直すこと。

【提案・要望の説明】

精神障害者については、平成30年4月から障害者雇用義務の対象に追加されましたが、職場定着率については、他の障害種別と比べ低い状況にあります。

一方で、短時間勤務で雇用された精神障害者は、定着率が高くなる傾向があり、本市においても、令和元年度から精神障害者の常勤職員及び会計年度任用短時間勤務職員を採用していますが、常勤職員に比べ短時間勤務職員の定着率は高い状況にあります。

こうしたことから、精神障害者の雇用をより推進していくため、精神障害者に関する雇用率のカウント方法について、身体・知的障害と同様の等級に応じたカウントの上積み導入や短時間勤務職員に係る特例の恒久制度化など、精神障害者の雇用促進のための必要な措置を講じるよう要望します。

また、本市では障害者の雇用の促進等に関する法律第42条に規定する特例認定を受けて市長事務部局と教育委員会が一体となって、障害者雇用に係る取組を進めておりますが、教育委員会における障害者雇用率は低い傾向にあり、全国的にも令和2年7月に公表された「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」において、教育委員会における障害者雇用が十分でないとして、課題となっています。

市全体として障害者雇用の促進に繋げるためには、教育現場における障害者雇用には特有のニーズがあることなどを踏まえ、各機関がそれぞれの課題の解決に向けて、責任を持って取り組むことが必要と考えられることから、同法第42条に規定される特例認定について、認定を受けている機関ごとに採用や人事配置、労務等を行っているなど、一定の基準を満たす場合には、地方公共団体の実情に応じて選択できるような仕組みとするよう要望します。

【提案・要望の担当】 総務局人事・給与課長 大塚 裕文 Tel.042-769-8213

35 精神障害者が地域で安心して暮らすための理解の促進と措置入院者等の退院後支援に係る仕組みの整備

厚生労働省

【提案・要望事項】

- 1 地域で暮らす全ての人々が精神障害や精神障害者等について正しく理解し、偏見や差別のない共生社会が実現できるよう、国において地方公共団体における取組を支援するとともに、積極的な普及啓発を行うこと。
- 2 措置入院者等が退院後にどの地域においても必要な支援を継続して受けることができるよう、国の責任において退院後支援の仕組みを整備すること。
また、整備に当たっては、地方公共団体への財政的な支援を含め、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築すること。

【提案・要望の説明】

- 1 精神障害者が地域で安心して暮らすためには、精神障害や精神障害者に対する正しい理解を地域全体で共有することや、切れ目のない支援体制を整えることが重要です。
このため、国においては、地方公共団体が実施する普及啓発の取組を支援するとともに、真の共生社会の実現に向けて、地域や世代を超えた国全体での積極的な普及啓発に取り組むことを要望します。
- 2 措置入院となった者については、入院早期から必要な支援が受けられる仕組みを整備する必要があるため、平成30年3月には、地方自治法に基づく技術的な助言として、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が示され、それを受けて、各地方公共団体は地域の実情に応じて支援を行っているところです。
しかしながら、現状では支援の対象や支援体制が地方公共団体ごとに異なることから、支援対象者が居住地を移した場合、継続的な支援を受けられないことが懸念されます。
そのため、措置入院者等が退院後に本人の意思を尊重した医療、保健、福祉等の包括的な支援を継続的に受けられるよう、国の責任において退院後支援の仕組みを整備するよう要望します。
また、各地方公共団体で支援体制の整備を進めるに当たっては、精神保健福祉士、保健師等の人材の確保及び育成が大きな課題となっています。
支援の体制整備・拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを国の責任において構築するとともに、体制整備に係る人件費等の財政措置も講じるよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課長	奈良 美幸	Tel.042-707-7055
健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課長	岩田 隆之	Tel.042-769-9813

36 地域生活支援事業の補助基準額の見直しと対象事業の拡大

厚生労働省

【提案・要望事項】

地域生活支援事業について、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率が2分の1になるよう基準額の算定方法を見直すこと。

また、地域生活支援事業の中の移動支援事業として、タクシーの利用料、自動車の燃料費及び障害者施設への通所に係る交通費の助成事業、通学支援事業も対象にすること。

【提案・要望の説明】

地域生活支援事業は、国庫補助金の対象事業の経費に対して国が認める基準額が大きく下回っているため、本市への実質的な補助率は3分の1程度となっており、財政的な負担が課題となっています。

このことから、地域の実態に即した支援事業を着実に実施するため、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率が確実に2分の1になるよう基準額の算定方法の見直しについて要望します。

また、本市では、地域生活支援事業の市町村必須事業である移動支援事業のほか、在宅の重度障害者の支援や障害者施設への通所に係る負担を軽減するため、市独自に交通費等の助成事業を行っておりますが、障害者手帳の取得者の増加により、今後更なる事業費の増加が見込まれます。

さらに、障害児の社会生活を支援するとともに、障害児の保護者が仕事と家庭を両立できるよう、保護者の代わりにヘルパーが障害児の通学に付き添う事業が求められています。

これらのことから、障害者がタクシーを利用するときの費用、自動車を使用するときの燃料費及び障害者施設へ通所するときの交通費の助成事業、ヘルパーが障害児の通学に付き添う事業についても、地域生活支援事業の対象にするよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課長 小原 隆 TEL042-769-8355

37 医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額の見直し

こども家庭庁

【提案・要望事項】

医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額を人口規模や事業の実施状況に応じた基準額に見直しをすること。

【提案・要望の説明】

令和3年に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児とその家族の地域生活の支援は、ますます重要となっています。

こうした中、本市では、国が実施する医療的ケア児等総合支援事業に基づき、医療的ケア児の在宅での療養が一時的に困難になった場合などに備え、短期入所先を確保するために市内の医療機関の運営に対して支援を行っているほか、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスの利用等を調整するコーディネーターの配置や医療的ケア児等が直面する課題やその対応策を検討する協議の場の設置、さらに支援者の育成のための研修等を実施しています。

また、医療技術の進歩による医療的ケア児の増加や加齢に応じた支援など、今後、医療的ケア児等への支援については、更なる拡充を検討していく必要があります。

一方で、医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額は、医療的ケア児等への支援に係る事業費の額にかかわらず、各自治体で一律とされています。

こうしたことから、今後も引き続き、医療的ケア児等に対し、きめ細かい支援が実施できるよう、医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額を人口規模や事業の実施状況に応じた基準額に見直しをするよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課長 奈良 美幸 TEL042-707-7055

38 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の充実

こども家庭庁

【提案・要望事項】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に係る補助制度の更なる充実にを図ること。

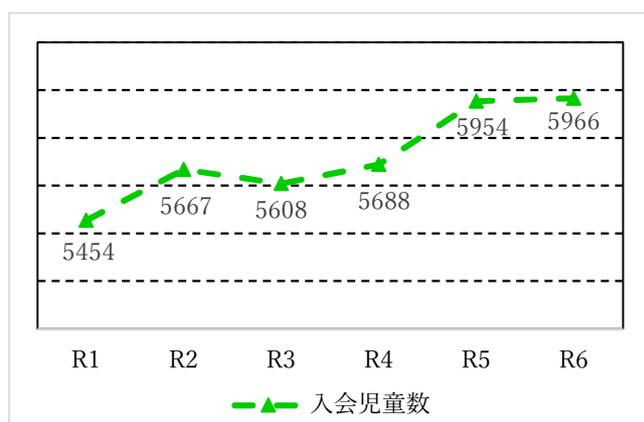
【提案・要望の説明】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の潜在需要は、就労希望者の増加に伴い、今後も増大すると見込まれています。本市においても、待機児童の増加や利用児童数の増加に伴う施設の狭小化など、増え続ける放課後児童クラブのニーズに対応するため、施設の建設をはじめ、余裕教室の活用、児童育成支援員の確保、民間児童クラブとの連携等により、受入定員の拡大を図りながら、待機児童の解消に向け取り組んでいるところです。

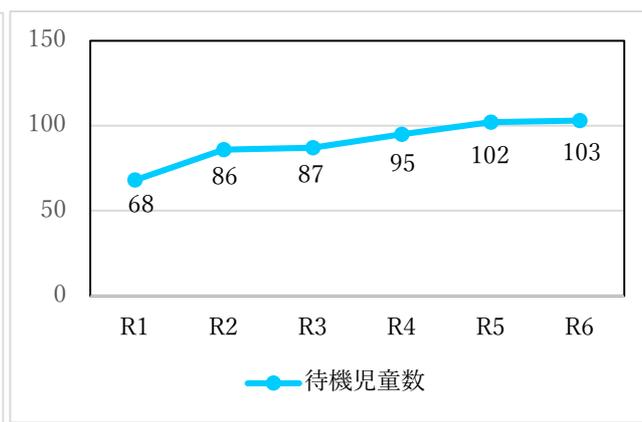
このうち、受入定員の拡大については、特に各小学校の余裕教室や特別教室等の活用をはじめとした施設整備を加速的に進めなければならないと、また、児童育成支援員（会計年度任用短時間勤務職員）の確保のため、時給の見直しや期末手当及び勤勉手当を支給するなど処遇改善に努めておりますが、人材不足により児童の受入れが困難な児童クラブが生じており、更なる処遇改善が必要な状況となっております。

このため、施設整備補助の嵩上げや児童育成支援員確保のための処遇改善等に係る財政措置を拡充すること。加えて、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的運営を推進するため、人材及び活動場所の確保とともに、安定的・継続的な実施に必要な財政支援の充実に要望します。

入会児童数の推移



公立児童クラブの待機児童数の推移



【提案・要望の担当】

こども・若者未来局放課後児童対策課長
こども施設課長

富樫 晃
坂本 正俊

TEL042-707-7273
TEL042-769-9227

39 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の拡充

国土交通省

【提案・要望事項】

地域の実情に応じた持続可能な移動手段を確保するため、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の設定において、事業規模に応じて増額するなどの財政的な支援を拡充すること。

【提案・要望の説明】

本市では人口減少が進む中山間地域を中心に、路線バスの撤退申し出への対応や交通不便地域の解消のため、地域の移動手段の確保が喫緊の課題となっています。

こうした中、地域の移動需要に応えるため、地域交通活性化協議会等で協議を行い、地域の実情に応じて、赤字補填による路線バスの運行継続や乗合タクシーの導入などにより移動手段の確保に努めています。

これらの事業は、地域公共交通確保維持事業における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金により支援いただいているところですが、当該補助金の毎年設定される市区町村毎の補助上限額は、事業規模に左右されない定額部分が大半を占めております。

このため、事業規模を拡大するにつれて、補助対象経費が増加し、補助上限額を大きく超えてしまうため、経費に対する補助の割合が低下し、市の財政負担が増加することが課題となっています。

こうしたことから、地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保に向け、事業規模に応じて増額するなどの当該事業に対する財政的支援の拡充を要望します。

【提案・要望の担当】

都市建設局まちづくり推進部交通政策課長 長澤 孝 TEL042-769-8249

40 有機フッ素化合物（P F A S）総合対策の更なる推進

環境省

【提案・要望事項】

- 1 有機フッ素化合物（P F A S）について、適切な分析・除去方法の提示と全国一律の基準値の設定に向けて、人への健康影響等の調査研究を加速させ、早急に知見の集積と議論を進め、必要と認められる場合は、規制等の法整備を進めること。
- 2 P F A Sの健康影響に関する科学的知見を更に充実させ、個人の健康影響を評価する方法を示すとともに、評価に基づく適切な対処法を早期に示すこと。

【提案・要望の説明】

- 1 本市の実施した地下水等の調査において、P F O S等が暫定指針値50 ng/Lを超過している地点が確認されている他、特定の事業者を名指しした報道等もあり、市民に不安が生じている状況となっています。

国では、令和8年4月の施行を目途に、水道法における水質基準にP F O S及びP F O Aを加え、定期的な水質検査を義務付ける予定ですが、一方で、現在、土壤汚染や水質汚濁に係る規制等の法整備はされていないことから、対策は事業者の自主的な取組によらざるを得ず、かつ除去等の手法についても明確になっていないため、事業者も的確な対策を講じることができない状況です。

については、適切な分析・除去方法の提示と全国一律の基準値の設定に向けて、知見の集積と議論を早急に進めるとともに、必要であると認められる場合は、水質汚濁防止法や土壤汚染対策法の（特定）有害物質に位置付けるなど、環境保全を担保するために必要な法整備を行うことを要望します。

- 2 市民団体や地下水を利用する市民から、P F A Sの健康影響に関する相談や、血液検査の実施に関する要望が寄せられています。しかしながら、P F A Sの健康への影響に関してはいまだ科学的知見が不足しており、摂取を避けること以上の対応が困難な状況です。

更なる科学的知見の集積に向けP F A Sの健康影響に関する調査や研究を推進し、市民の不安を軽減するため、血中濃度等と健康影響の関係性を明確にするとともに、健康影響評価に基づく適切な対処法を早期に示していただくことを要望します。

【提案・要望の担当】

環境経済局環境部環境保全課長	望月 有	Tel.042-769-8241
健康福祉局保健衛生部生活衛生課長	松岡 夏洋	Tel.042-769-9251

4 1 動物愛護管理の取組に係る財政支援

環境省

【提案・要望事項】

地方自治体及び動物愛護ボランティア等が実施する動物の愛護及び管理に関する取組について、財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

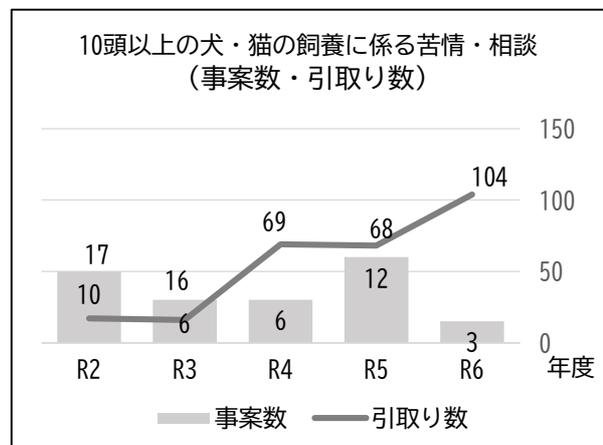
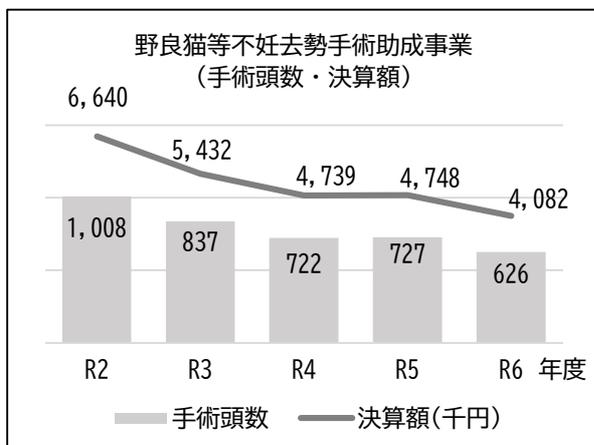
本市では、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に則り、動物の適正な飼養を図るため動物愛護に関する普及啓発や、道路など公共の場所で負傷した犬・猫の収容及び措置、飼えなくなった犬・猫の引取りを行うとともに、近年、社会問題化している多頭飼育崩壊を未然に防ぐため、条例に、犬・猫の多頭飼育届出制度を規定し、飼い主への適正飼養に係る指導・助言を行っております。

さらには、収容動物の殺処分ゼロを目指し、適切な譲渡を推進するため譲渡対象団体への補助事業等を実施するほか、飼い主のいない猫の繁殖の課題対応や殺処分解減のため、野良猫等の不妊去勢手術一部助成事業なども実施しております。

こうした本市の取組については、市単独の財源により実施しておりますが、実態として、動物愛護ボランティア等の御理解と御協力のもと成り立っているのが現状です。

高齢化の進行に伴い、飼い主の突然死や飼いきれなくなったことによる動物の急な引取りの増加が見込まれるほか、一度に多数の動物を引き取る事態も生じており、地方自治体における動物の愛護及び管理に関する取組にも支障を来しています。

動物の愛護及び管理に関する取組を継続的に進めていくには、地方自治体及び動物愛護ボランティア等における財源確保が課題となっていることから、国において、必要な財政支援を行うよう要望いたします。



【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部生活衛生課長

松岡 夏洋

Tel.042-769-8347

令和8年度
国の施策・制度に関する提案・要望書

相模原市 市長公室 政策部 政策課
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
TEL 042-769-8203 FAX 042-754-2280
seisaku@city.sagamihara.lg.jp